

524
509

代
勝
寫

健康保險法講話

內務省
技師
中川
義次

社會局

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



524-509

健康保險法講話

八寄贈本

目次

社會局技師 中川義次

第一	社會保險	一
第一	社會保險ノ概念	一
第二	社會保險ノ沿革	二
第三	健康保險ノ概念	三
第四	健康保險ノ目的	三
(1)	健康ノ恢復(保全又ハ増進)	三
(2)	生活費ノ補給(經濟的生活ノ安定)	三
(3)	自助の相互扶助救済	三
第四	健康保險ノ效果	三
(1)	健康ノ恢復	三
(2)	健康ノ保持又ハ増進及災害豫防	三

大正
15. 12. 16
寄贈

(3)	經濟的生活ノ安定	一三
(4)	産業能率ノ増進	一四
(5)	勞資ノ協調	一四
(6)	國家社會ニ對シ良思想ヲ抱ク	一四
(7)	醫療施設ノ改善發達經費節減	一四
(8)	保健衛生醫事思想ノ向上	一四
(6)	保健衛生的生活及社會的地位ノ向上	一五
(10)	傷病率及死亡率ノ減少	一五
(11)	社會的教育	一五
第五 健康保險ニ對スル各方面ノ負擔		
(1)	國家	一五
(2)	事業主	一五
(3)	被保險者	一五
第六 健康保險ノ社會各方面ニ對スル影響		
第七 健康保險組織		
(1)	保險事項	一九

(2)	被保險者	二〇
(3)	保險者	二一
(4)	健康保險法要旨(早わかり表)	二三
(5)	保險給付	三五
	イ 疾病及負傷ニ關スル療養給付	
	ロ 傷病手当金	
	ハ 分娩ニ關スル分娩費ノ給付	
	ニ 出産手当金	
	ホ 死亡ニ關スル給付	
(6)	保健給付要旨(早わかり表)	二九
(7)	保健給付ノ費用	二九
	1 費用ノ分擔	三〇
	イ 國庫ノ負擔	
	ロ 事業主及被保險者ノ負擔及保險料率	
	2 保險料金ノ徵收	三三
(8)	保險費用ノ負擔表	三三
(9)	健康保險組合ニ於ケル醫療給付及其ノ組織	三四
	(組合ト保險醫	

工場又ハ事業場或ハ組合ノ診療所
保險醫指定ノ範圍
醫療契約の要點

イ 政府ト日本醫師會トノ被保險者診療契約文

ロ 同上ノ覽書

ハ 日本醫師會員間ノ診療ニ關スル申合

ニ 診療費點數計算規定

(10)	健康保險組合要旨(早わかり表)	五
(11)	權利ノ救濟	五
(12)	健康保險審査要旨(早わかり表)	五
(13)	健康保險審査會(早わかり表)	五
(14)	健康保險審査手續(早わかり表)	五
(15)	健康保險法規ノ罰則(早わかり表)	五
第八 健康保險ト關係法規		
(1)	政府事業ト本法トノ關係	五
(2)	工場法、職業法ニ依ル扶助ノ關係	六
附 日本齒科醫師會、日本藥劑師會トノ被保險者診療契約		
		六

健康保險法講話

第一社會保險

緒言

吾人ト傷病トハ離ルベカラザル關係ガアルノデアリマス

傷病的災厄ハ各階級者ヲ侵スノデアリマスガ殊ニ身體ヲ唯一ノ財源トシテ之ニヨリテ勞働力ヲ供給シ勤勞所得ニヨリテ(自己ハ勿論一家數人ノ)生命身體ノ安泰ヲ支フル下層階級ノ勞働者ニアリテハ殊ニ此ノ傷病的災厄ヲ蒙ル危險率ガ多イノデス

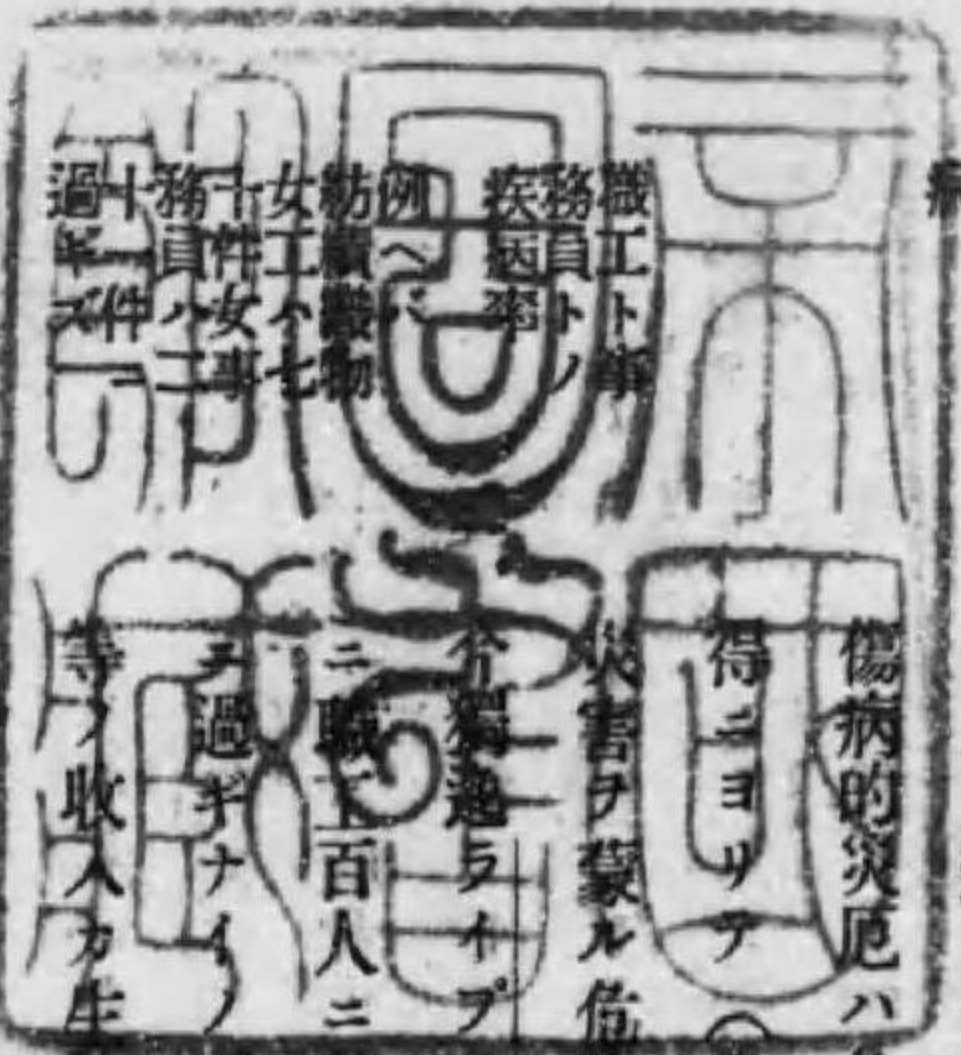
例ニシテ市ノ疾病保險組合ニ於ケル一八八七年ヨリ一九〇五年ニ至ル十九年間ノ疾病統計ヲ見ルニ職工百八十二人ニ付一年間ノ疾病件數ガ例ヘハ紡績織物ニ従事スル女工ハ七十件デアアルノニ女事務員ハ二十一件ニテアリマス即チ彼等ノ日常勞働ガ多キコト。又彼等ハ保健衛生ノ智識ニ乏シキコト。或ハ又彼等ノ收入ガ生計ニ十分ナラザルコト等モ關係シテナルノデアリマス

三、身體ヲ唯一ノ財源トシテタル彼等勞働者カ一朝傷病ニ侵カサレタトキハ傷病ノ療養ト醫藥費用ヲ要シ精神的ニ或ハ肉體的ニモ大ナル苦痛デアリ又一方之レガ爲メニ生計資料ハ減ズルカ或ハ之レナキニ至リ其ノ生計ニ脅威ヲ來シ生活困難ニ陥リ經濟上大打撃ヲ受クルニ至ルノデアリマセウ。

若シ如斯狀態ガ極メテ短時日ニテ回復スレバ不幸中ノ幸ナラムモ斯ル災厄ハ長日月ニ亘ル場合ハ或ハ失業ノ止ムナキニ至リ或ハ貧困ノド底ニ陥ルニ至ルノデアリマス

四、以上ノ如キ傷病ノ爲ニ貧困ノド底ニ陥ツタ例トシテ英米ニ於ケル貧民ノ調査ニ依レバ英國ノ貧民ノ三十%

自體ヲ唯一ノ財源トシテタル彼等勞働者カ
精神的肉體痛



貧困ノ多
數ハ疾病
ニ原因ス

勞力ハ生
産ノ一要
素

傷病ハ產
業ニ甚大
ノ障礙

十分ノ傷
病ヲ防

勞働力ヲ
豊富ニ

災厄ノ豫
防ニハ國
家ガ社會
ノ連帶責
任

保險ヲ必
要

又米國紐育州ニテ一九一〇年中貧民救助ヲ受ケツ、アル者約三十三萬人中十萬餘人即チ三十一%ハ疾病の災厄ニヨリテ貧民トナツタノデアルト云フコトデアリマス

五、元來勞働スル人ノ勞力ハ生産ノ一要素デアリ工業ニ將又産業ニ重要ナル關係ヲ有スルコトハ勿論デアリマス傷病の災厄ハ勞働力ニ障礙ヲ與ヘ生産力ヲ減退シ又此ノ傷病カ貧民發生ノ一大原因ヲナシ社會ナリ國家ナリニ甚大ナル惡影響ヲ與ヘルノデアリマス

六、一九一〇年獨乙ノ統計ニヨルト、疾病保險ノ被保險者ノ疾病ニ罹リタル者ノ延日數ハ一億一千三百五十萬日ニ達シ若シ一年ノ勤勞日數を三百日トスレバ實ニ三十七萬八千人ノ勞働者カ全ク疾病ノ爲ニ休養シタコトナリ獨逸國ノ生産力ニ甚大ノ障礙ヲ與ヘタコトニナリマス

七、夫故ニ社會ナリ國家ガ此ノ惡影響ヲ與フル所ノ傷病ニ對シテ十二分ノ豫防ナリ撲滅ノ方法ヲ講ジ又一方經濟的生活ノ安定ヲ計リ一朝勞働者ガ此ノ傷病ト云フ惡魔ニ見舞ハレタルトキハ一時モ早ク此ノ惡魔ヲ退治シ健康恢復ニ努メナケレバナラスノデアリマス

八、而シテ常ニ勞働力ヲ豊富ニシ社會國家ノ生産能率ヲ保全或ハ増進スルヤウニセネバナラスノデアリマス

九、右ニ述べタ如ク致シマスニハ勞働者ノ傷病の災厄ハ社會國家ニ重要ナル關係ヲ有スルノデアリマスカラ社會ナリ國家ナリガ連帶責任ヲ以テ勞働力保全ノ爲ニ或ハ増進ノ爲ニ傷病ヲ豫防或ハ撲滅又ハ健康回復或ハ災厄排除ノ爲ニ相當ナ施設ヲセネバナラスノデアリマス

十、之ガ爲ニ各國ニハ工場法、鑛業法或ハ勞働者賠償法等ガアリマスガ災厄ノ場合ニ於ケル救濟或ハ保護ノ範圍ハ狭イノデアリマス

所以モ亦茲ニ存スルノデアリマス

A 社會保險ノ概念

一、社會保險トハ如何ナルモノナルカ

社會保險ハ勞働者其他勤勞所得ニ依リテ生計ヲ維持スル少額所得者ガ

a 疾病、負傷、死亡、分娩、廢疾、老衰等ノ爲勞働能力を失ヒタル場合

b 失業ノ爲勞働機會ヲ喪失シタル場合

c 死亡ノ場合ニ於ケル遺族等ニ對シ之ガ救濟ヲナサムトスルモノデアリマス

後日ノ計 二、元來勞働者ノ如キ小額所得者ガ其ノ受クル報酬ハ大抵日常生活ノ費用ニ充テ其ノ幾分ヲ貯金トシテ後日ノ計ヲ爲ス餘裕ナキコトガ多イノデゴザイマス

窮乏ニ泣ク 三、一旦不慮ノ事故發生ジタル場合ニハ直チニ其ノ生活上ニ支障ヲ來シ其ノ家族ヲ窮乏ニ泣カシムル結果ヲ招來スルコトガ多イノデアリマス

公ノ施設デアリマス 四、社會保險ハ社會政策ノ一部門デアリマシテ一定ノ計畫ニ基キテ前述ノ如キ結果ヲ生ゼシメザル様救濟ヲ行フ

恩惠的デナイ 五、社會保險ハ恩惠的ニ救濟ヲ與ヘルノデハナイノデアリマシテ被保險者タル小額所得者ガ此ノ保險給付ヲ受ク

ルノハ是レ社會保險ハ近世ノ自覺セル社會ノ產物トシテノ施設デアツテ當然ノ結果デアリマス

六、社會保險ニハ如何ナル種類ガアルカ

此ノ保險ニハ其ノ事故ニ依リ通常左ノ數種ニ分ツコトヲ得ルノデアリマス

1 災害保險(傷害保險)

- 2 疾病保險（健康保險）（出產ノ保險ヲ含ム）
- 3 癡疾保險（健康保險）
- 4 老年保險（養老保險）
- 5 死亡保險（遺族保險）
- 6 失業保險（失職保險）

B 社會保險ノ沿革

勞働者ヲ對象トシテ少額所得者ヲ對象トシテ産業革命ノ影響

一、社會保險ノ名稱ハ勞働保險カラ誘導セラレタモノデ勞働保險ハ勞働者ヲ對象トシテキル保險ノ意デアリマス
 社會保險ハ勞働者ノミナラズ社會ニ於ケル收入ノ少額者全部ヲ對象トスル保險ヲ意味スルモノデアリマス
 二、社會保險ハ先ヅ歐洲ニ於テ發達シタルモノデ之ガ比較的近世ノ事デアリマス
 十八世紀中ニ於ケル産業革命以後デアリマス
 所謂産業革命ハ社會組織ニ甚大ナル影響ヲ與ヘタノデアリマシテ此ノ社會保險モ産業革命ガ生シタ制度デア
 ルト見ルコトガ出來ルノデアリマス

小規模ヨリ大規模ヘ

三、産業革命ノ結果ハ從來ノ家庭内工業ハ工場内工業トナリ小企業ハ大企業組織ニ進展シ農業本位ノ經濟組織ガ崩壞シ機械的大工業ガ勃然トシテ發生シ且之ガ自由賃銀勞働者ノ多數ヲ要求スルニ至リ其ノ數ガ非常ニ多クナツタノデアリマス

男女老幼過長勞働

四、即チ機械的大工業ノ爲ニ男ミ云ハズ女ト云ハズ子供ト云ハズ青壯年者ハ勿論老幼男女ハ安イ賃金ヲ長時間此ノ勞働ニ從事セネバナラヌ状態ニナツタノデアリマス

勞働中ノ危害

五、其ノ上ニ尙勞働中機械ヤ有害有毒物カラ身體生命ニ危害ヲ蒙リ健康ヲ失スル場合モ少クナイノデアリマス

其ノ外産業ノ恐慌ノ場合、失業等ノ自己ノ責任ニ歸スベキデナイ種々ノ災厄ガ勞働者ニ降ツテ來タノデアリマス

温情の關

六、右ノ如キ場合ニ於テモ從來ノ温情の主従關係ガ殆ド消滅サレタ有様ニナリ事業主ト勞働者トノ關係ハ作業上ノ外ハ一面識ナキ路傍ノ人ノ如クナリテ一朝勞働者ガ前述ノ事情ヨリ疾病、負傷又ハ廢疾、老衰、失業等ノ結果ヲ招來シタ場合ハ之ヲ救助スル者ハナイ有様トナツタノデアリマス

無援窮乏

七、然リト雖モ勞働者自ラ如斯場合ニ身體生命ヲ安康ニ生活ヲ支フル丈ケノ蓄積モナイ場合ガ多イノデアリマシテ即チ孤立無援、窮乏可憐ノ状態ニナリ彼等ノ思想モ惡化シタノデアリマス

自助の方

八、斯ル状態デアリマスカラ彼等ハ自助の方法ニ依ツテ其災厄、即チ傷病、老衰、失業等ノ場合ニ備フベキ相互的救濟組合、勞働組合ノ如キモノヲ設立スルニ至ツタノデアリマス

保險ノ第一歩

九、今日デハ勞働組合ト云ヘバ資本家事業家ニ對スル争闘的ノモノト考フル人多イノデアリマスガ前述ノ如ク勞働組合ノ本來ノ目的ハ勞働者ニ災厄ガ發生シタル場合ニ之ヲ救濟スルノデアリマス
 此ノ組合制度ガ今日ノ社會保險ノ第一歩デアツタト考ヘルノデアリマス

勞働者ニ立證ノ責任

十、其當時ノ規定ニヨルト
 (1) 傭主ニ責任ガアルト云フコトヲ勞働者ガ立證シナケレバナラナイ
 傭主ニ過失ガアルト云フコトヲ勞働者ガ立證スルコトハ困難デアリ殊ニ本人ガ死亡シタ場合ニハ立證ハ殆ド不可能デアリマス

其ノ前ニ不可抗力ノ場合ニ賠償ヲ受ケルコトハ出來ナイ又事件ヲ裁判所ニ訴フルモ之ガ決定ヲ見ルマデハ長イ時日ヲ要スルト共ニ多クノ費用ヲ要スルモ勞働者ハ之ニ堪エナイノデアリマス

雇主ト勞働者ト等ノ地位

國法ニヨリ救済

國家ハ民衆ノ福利ニ

全消費者ニ責任

其業主ニ責任

産業災厄ノ原則

(2)

尙賠償額モ不完全デアリ又之ヲ雇主ニ履行セシムルコトモ困難デアリマス、其ノ上ニ雇主ニハ種々ノ抗辯ガ許サレテアツテ容易ニ賠償ノ責ヲ負ハナイ様ニ出來テオツタノデアリマス。表面上雇主ト勞働者トハ對等ノ地位ニアツテモ事實上ハ勞働者ハ甚ダ弱者デアツタノデアリマス

十一、勞働界ガ右ノ様ナ状態デアツタト相並ンデ十九世紀ノ中頃ヨリ勞働者ノ業務上ノ災害ヲ國家ガ立法ニヨツテ救済スルコトガ行ハレタノデアリマス即チ一八七一年獨逸ノ事業主責任法ガ出來一八八〇年英吉利ノ雇主責任法ガ出來マシタノデアリマス

業務上ノ災害ニツキ事業主ノ責ニ歸スベキ事由ノ存スル場合其ノ事業主ガ勞働者ニ對シ賠償スベキコトヲ規定シタルモノデアリマス

十二、更ニ十九世紀末葉ニ及ンデ漸ク新思潮カ動イテ來テ各人ノ自由ガ認メラレルト共ニ一方ニテハ國家ハ民衆ノ福利ノ爲ニ其ノ權力ヲ廣ク且ツ積極的ニ行使スベシト云フ思想ガ行ハレタ

十三、又經濟上ニ於テハ勞働者ノ災害ハ産業上必然ノモノデアアルカラ當事者ノ過失ヲ論ゼズ消費者全體ガ其ノ損失ヲ負擔スベキモノデアアルト論ジタノデアリマス

十四、前述ノ如ク普通法ノ規定ニ改正ヲ加ヘタ姑息ノ法律デハ不充分デアアルト云フテ茲ニ於テ不完全デアツタ事業主責任法ハ此ノ新思想ニ基キテ改メラル、機運ニナリ即チ原則トシテ事業主ガ賠償ノ義務ヲ免レテキタ或ル種ノ抗辯ヲ禁ジ且ツ又學識責任ヲ事業主ニ負ハシメ賠償ノ金額ヲ明定スルコトニナツタノデアリマス

即チ事業主ト勞働者ト一致シテ或ハ物ヲ生産スルトキハ事業主又ハ勞働者ノ過失ノ有無ニ拘ハラズ災厄ヲ惹起スルコトハ屢々アルモノデアツテ此ノ災厄ノ如キハ人間ノ活動ヨリ當然發生スル事業固有ノ災厄デアツテ其ノ賠償ハ事業場ニ於ケル機械ノ修繕、勞働賃金、建物ノ償却等ノ如キ費用ト共ニ事業主ノ負擔トスベキコト

ト當然デアアルト云フ産業災厄ノ原則ニヨツテ今日各國ニ於テ勞働者賠償法ナルモノガ存立シテアリ之ニヨツテ災厄ニヨル勞資間ノ裁判、爭議ノ發生ヲ未然ニ豫防シテアルノデアリマス、又獨逸等ノ獨法系ノ國デハ此ノ原則ヲ採ツテ災害保險法ヲ制定シタノデアリマス

十五、此ノ災害保險法ハ業務ニ基ク傷、病、死亡、(遺族扶助)癱疾等ノ各場合ノ救済ヲ規定シテアルノデアリマス即チ之ガ社會保險ノ機能ヲ有シテアリ又ハ社會保險ト稱シ得ベキモノデアリマス

十六、以上ノ如ク社會保險ハ主トシテ工業勞働者ニ發達シテ來タノデアアルガ獨逸デ一八八二年カラ疾病保險ヲ商事従業者ニモ適用シタノデアリマス其ノ後世界ノ大戰前千九百十三年頃ニハ歐洲各國ハ何等カノ形式デ社會保險ヲ設ケマシタ

十七、例ヘバ老年者ニ對スル保護ノ如キハ英國外二三ノ國ニ於テハ保險制ニ依ラズ養老年金ノ形式ニテ賠償支給方法ヲ採用シテアルノデアリマスガ之モ社會保險ノ性質ヲ有スルモノデアリマス

十八、此ノ保險ハ工業勞働者ヨリ商業従業者ト其ノ適用範圍ヲ廣メ漸次農業勞働者又ハ海上勞働者ヲモ此保險ニヨリ保護セララル、ニ至リマシタノデアリマス

十九、又獨逸、埃太利ノ如キハ勤人階級ニモ社會保險ヲ及ボシテキルノデ今ヤ社會保險ナルモノハ本來ノ目的ヲ達成スルニ近ヅキツ、アルノデアリマス

二十、尙此社會保險ニハ任意保險ト強制保險トガアルノデアリマス
任意保險ハ其ノ加入ヲ任意ニスルノデアリマスガ斯ル場合ニハ其ノ保險料モ個々ノ危險ニ應ズル差等ヲ附ケ

ネバ加入スル者ハナイノデアリマシテ危險ノ多イモノハ保險料ハ高過ギテ其負擔ニ堪エナイカラ加入スル者ガナク從テ社會保險ノ目的ヲ充分ニ達スルコトガ出來ナイノデアリマス

目的ヲ達
成スルニ
ハ強制

二十一、夫レデ社會保險ノ目的ヲ充分ニ達成スルニハ強制保險ガ適當ニナツテ來ルノデアリマス
歐洲各國ニ於ケル任意加入制度ノ保險ハ漸次強制加入制ニ採用シマシテ現今デハ此制度ニヨルモノハ約二十
ヶ國デアリマス

第二 健康保險ノ概念

救濟的公
ノ施設

- 一、健康保險ハ前述ノ災害保險及疾病保險ニ該當スル部分ヲ含ム社會保險デアリマス
- 二、健康保險ハ少額所得者階級ノ一定ノ災厄ヲ保險的方法ヲ以テ救濟セムトスル國家的公ノ施設デアリマス
即チ右階級者ノ疾病負傷ノトキハ速ニ之ヲ治癒セシムルコトニ努力スルト同時ニ他方完全ナル醫療ニ依リテ
被保險者ノ傷病廢疾等ニ陥ルコトノ豫防ヲナシ又經濟生活ノ安固ヲモ補償シ慰安、鞭撻ヲモナス作用ヲナシ
テ間接ニ勞働能力ノ保全及増進ヲナスコトガ出來ルノデアリマス
- 三、健康保險法ハ之ヲ實施スルニハ國家ガ保險制度ヲ設ケマシテ此制度ノ保險者トシテ政府ノ外ニ健康保險組合
ヲ認メテ居ルノデアリマス（法第二十五條）
- 四、保險組合ト云フノハ國家ノ保險事務執行ノ一部ヲ此組合ニ法律上委任シタルモノト認ムベキデアリマス
組合ハ營利的ニ此保險事業ヲヤルノデハナイノデアリマス
- 五、被保險者トスルノハ現法令デハ原則トシテ工場法及鑛業法ノ適用ヲ受クル工場及事業場ノ勞働者デアツテ
（法第十三條及第十四條）其ノ範圍ハ小額所得者全體ニ及ンデ居ナイガ能フベクンハ他ノ勞働者及其ノ他ノ者
ニモ及ボサント欲スルモノデアリマス
夫レ故ニ工業的企業（法第十四條）ニ從事スル者ノ包括的加入ヲ認メ又工場、鑛山ノ勞働者ノ外此場所ニ勤
ムル年收千二百圓以下ノ職員ヲモ被保險者トシタノデアリマス

營利的デ
ナイ
被保險者
ノ範圍

將來ノ理
想

保險事項
ノ範圍

短期ノ災
厄ノ施設
得者保護

公ノ施設
得者保護

國家ノ發
達ナル發

徵收ノ權

彼等ハ受
益者ナリ

- 六、今日ニ於ケル健康保險ノ救濟スル（災厄即チ）保險事項ハ疾病、負傷、死亡、分娩ニ限ラレテオリマスカラ
（法第一條）將來ニ於テハ社會保險トシテ各種（廢疾、老年、遺族等ノ救濟）ノ保險ヲ加ヘ勞働者及小額所得
者ノ總テニ適用スルコトヲ理想トスルモノデ渾然タル社會保險ノ一大系ヲナスベキ運命ノ下ニアルノデアリ
マス
- 七、健康保險ハ疾病保險ヲ主トシタルモノデアアルガ普通ノ疾病保險ヨリ其ノ範圍ガ廣イノデアリマス、疾病保險
ニ通有スル保險事項タル疾病、分娩、死亡ノ外ニ災害保險ノ保險事項タル傷害及死亡ヲモ大體ニ於テ其ノ保
險事項トシテオルノデアリマス
- 八、是レ健康險法ガ短期間ノ災厄ノ場合ニ於ケル健康恢復ヲ其ノ主タル目標トシタ結果デアリマス
- 九、健康保險ハ公共的施設デアツテ私的施設デナイノデアリマス從ツテ營利ヲ目的トハシテイナイノデアリマス
即チ社會的施設トシテ小額所得者階級ノ保護ヲ結局ノ目的トスルモノデ今日ノ社會ニ於テハ國家ガ事業ノ一
トシテ當然自身デ行フベキデアアルト考ヘテオルノデアリマス
- 十、即チ國家ノ安寧ヲ維持シ國民ノ福祉ヲ増進スル爲換言スレバ圓滿ナル發達ヲ期スル上ニ於テ當然必要ナモノ
デアリ之ヲ施設スルコトハ又國家ノ義務デアアルノデアリマス
- 十一、保險者ハ健康保險ノ適用ヲ受クル人達カラ或ル義務ヲ負フト同時ニ保險料徵收ノ權利ヲ有シテイルノデア
リマス（法第七十條、第七十一條）
之レ健康保險ハ營利事業デアアル爲デナク此制度ノ性質ヨリ見テ被保險者及事業主ガ保險料ヲ出捐スルコトハ
理論上當然デアアルノデアリマス
- 十二、又被保險者ヲシテ保險料ノ一部ヲ負擔セシムルコトハ彼等ノ自助心（自力）自尊心ヲ高ムル所以デアリ且

ツ保險ノ惠ニ浴スルモノハ彼等自身デアリマス且又保險料トシテ納付スル所ノモノハ當然保險給付トシテ支出サレルモノデ之ガ爲ニ保險者ガ利益ヲ得ザルヲ本則トシテキルノデアリマス此點ハ保險會社ノ保險ト大ニ異ナツテイルノデアリマス

公法的關係

十三、隨テ健康保險法ニ基ク法律關係ハ公法上ノ關係デ保險料納付ノ義務、保險給付請求ノ權ハ何レモ公法上ノ權利義務ニ屬スルモノデアリ從テ保險料ニ付テモ強制徵收權(法第十一條)ヲ認メテキルノデアリマス

不服ノトキ

十四、且ツ之ガ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アル場合ハ其ノ救濟方法トシテ訴願及行政訴訟ヲ認メテキルノデアリマス(法第八十條、第八十四條)

簡易裁判

保險給付ノ請求權ニ關スル爭議ニ就テハ健康保險審査會ノ審査ヲ經ルコト、シテアリマス

之ハ特別ノ爭議裁判機關ヲ設ケテ其ノ決定ヲ簡便ナラシムル趣旨ニ外ナラヌノデアリマス

十五、健康保險ハ特別ノ社會階級ニ對スル保護施設デアリマス

即チ此施設ガ特別ノ社會階級ト聯繫サレテキルト云フ點ニ健康保險ノ特色ガアルノデアリマス即チ一般的小額所得階級ノ保護ヲ其ノ使命トシテキルノデアリマス

十六、健康保險ト關聯シテ爾社會階級ハ横ハ狹範圍デアアルガ縱ニハ肉體勞働者ノ外精神勞働者ノ幾分ヲモ包含シ其ノ保護ヲ目的トシテキルノデアリマス

保護ノ注

十七、本邦ニ於ケル勞働者保護法規トシテハ船員ニ關スルモノヲ除ケバ工場法及鑛業法並ニ其ノ附屬命令デアリマス

健康保險ハ之等ノ法規ノ保護範圍ヲ以テ其ノ範圍トシタコトハ狹キニ過グル誇リハ免レヌトシテモ我國現在ノ狀態デハ立法ノ順序トシテ蓋シ(當ヲ得)已ムヲ得ナイデアリマセウ

健康保險ノ重心ハ治療ノ給付ナリ

第三 健康保險ノ目的

一、我健康保險ノ目的ハ一言ニテ云ヘバ少額所得階級者ノ救濟保護デアリマス

救濟保護ノ大眼目ハ療養ノ給付デアリマス

二、即チ保險給付ノ目的ハ

- (1) 健康ノ恢復(保全又ハ増進)
- (2) 生活費ノ補給(經濟的生活ノ安定)
- (3) 自助の相互救濟(社會ノ安寧、福祉、増進延テハ國家ノ圓滿ナル發達)

療養ノ給付

a 被保險者ノ疾病、負傷ニ對シ現實ノ療養(即チ醫療)ヲ給付シ又場合ニヨリテハ被保險者タル患者ヲ病院ニ入院セシメテ治療ヲナサシメ健康恢復セシメ以テ勞働能力ヲ充實セシメ勞働ニ從事セシムトスルノデアリマス(法第一條第四十三條第四十四條)

又他方ニ於テハ勞働能力維持ノ爲ニ必要ナル施設ヲナシ得ル規定ヲ設ケテアルノデアリマス(法第二十三條)

b 分娩ノ場合ニ妊産婦ヲ產院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ給付スル等被保險者ノ健康ヲ出來得ル限り速ニ恢復セシムル手段方法ヲ採ルコトニナツテキルノデアリマス

c 以上ノ事故發生ノ對應救濟策ヲナス外被保險者ノ健康ヲ保持スル爲ノ豫防ノ施設ヲモナスコトガアルノデアリマス(法第三十五條)

d 即チ事後ノ治療ト事前ノ豫防ト相俟ツテ被保險者ノ健康保全並増進ヲ期スルノデアリマス

事後ト事前

手當金支

自助的精神ノ涵養

(2) 生活費補給

疾病、負傷又ハ分娩ニ因リテ一時被保險者タル其ノ勞働者ノ生計資源杜絶スルコトアルニヨリテ之ニ對シテ手當金支給ノ方法ニヨリテ經濟的生活ヲ安定ナラシムルコトヲ期シテアルノデアリマス

(3) 自助的相互ノ救濟

- 1. 自助的相互ノ救濟
- 2. 社會ノ安寧福祉ノ増進
- 3. 國家ノ圓滿ナル發達

1 自助的相互ノ救濟

即チ健康保險組合ノ設立ヲ認メ(法第二十七條)各被保險者ヨリ保險料ヲ徵收シ(法第七十二條)以テ勞働者ノ自助的精神ノ涵養ヲモ併セテ其ノ目的トシテアルノデアリマス

2 社會ノ安寧福祉ノ増進

社會ニハ各種ノ階級が存在シ且ツ各階級公平、平等デハナイノデアアルガ其結果各階級間ニ嫉視反目ヲ生ジ得ル事ガアルノデアリマス、此各階級ガ反目シタリ相爭鬪シタリスル所以デナイノデアリマスカラ吾人ハ出來得ル限り之ヲ避ケネバナリマセン

3 國家ノ圓滿ナル發達

吾人ハ社會國家ノ有機的組織ノ一人デアアル以上ハ此組織ノ安寧幸福ニ就テ考ヘネバナリナイノデアリマス

即チ健康保險ハ少額所得者階級延イデハ社會一般ノ安寧福祉ヲ増進スルニアルノデアリマシテ社會ノ安寧福祉ヲ増進シテ行クコトハ國家トシテ圓滿ナル發達ヲ期スル所以デアリマス

第一ハ健康ノ恢復ナリ

第四 健康保險ノ效果

健康保險ノ效果ハ種々ノ方面ヨリ見ルコトガ出來ルノデアリマス效果ト云フモ其目的ト云フモ或ル場合ニハ同一事實ノ裏ト表デアアルト見得ルコトモアリマス

即チ充分ニ目的ガ達成スレバ效果ガ擧ツタ又目的ハ達成セラレタト考ヘラレ、目的ハ即チ效果トナルノデ夫レデ健康保險ノ效果トシテハ

(1) 健康ノ恢復

被保險者ノ傷病ニ對シテ容易ニ十分ナル醫療ヲ受ケシメ健康ヲ恢復スルコトガ出來ル或ハ妊娠ノ場合ニ於テハ分娩ニ關スル保險給付ニヨリテ容易ニ分娩ヲ爲シ得ルコトガデキルノデアリマス

(2) 健康ノ保持又ハ増進及災害豫防

保健施設又ハ傷病豫防施設ヲナスコトニヨリテ從來ヨリモ被保險者ノ健康保持又ハ増進ヲナスニ至リ從テ又災厄發生ノ豫防トモナルノデアリマス是等ニ關シテハ健康保險ヲ實施シテキル諸國ノ實例ハ之ヲ證シテ居ルノデアリマス

(3) 經濟的生活ノ安定

傷病、分娩等ニヨリテ所得ナキ場合ハ金錢的實物給付即チ手當金ノ支給ヲナスニ因リ之ニヨリテ其ノ本人及家族ノ生活上ニ不安ナカラシムルノデアリマス

a 延イテハ社會ノ人ニ對シテ經濟上ノ迷惑ヲ掛クルコトモ減ズルニ至ルベク社會ノ人モ之ヲ受クルコト減ズルニ至ルベシ

b 親類友人間ノ交際モ圓滿ニ至ルベク

c 夫婦被保險者ニアリテハ經濟上ノ安定ニヨリ犬モ喰ハスト云フ夫婦喧嘩モ減ズルノデアリマセウ
(4) 産業能率ノ増進

(一)、(二)、(三)等ニ因リテ健康ヲ恢復シ或ハ益々健全トナリ又他方生活ノ安定ニ依リテ不安ナク愉快ニ勞働ニ
従事スルニヨリテ從テソノ勞働能率増進スルニ至ルベク産業上好影響ヲ與フルノデアリマス此ノ實例モ諸
國ニ乏シクナイノデアリマス

(5) 勞資ノ協調

生活ノ安定、地位ノ向上ニ因リ被保險者ノ思想ハ穩健トナルハ自然ノ數ナルニヨリ勞資間ノ乘離ヲ防止シ
且ツ過激思想ノ傳播ヲ防クコトヲ得ル場合モアルノデアリマス

(6) 國家社會ニ對シテ良思想ヲ抱クニ至ル

國家ノ事業トシテ國家ガ被保險者ニ對シ保險上種々ノ場合ニ便宜ヲ與フルヲ以テ被保險者ガ國家又ハ社會
ニ對シ良思想ヲ抱クニ至リ危險思想ヲ防止スルニ至ルデアリマセウ

(7) 醫療施設ノ改善發達及經費ノ節減

從來十分ナル醫療ヲ受クルコト能ハザリシモノモ容易ニ之ヲ受ケ得ルコト、ナリ醫療ノ普及ヲ見ルハ勿論
又國家ニ於テ被保險者ノ全國ニ於ケル醫療ヲ統一シ監督スル結果一般ニ醫療機關ノ發達整備ヲ來タシ個人
々々ガ自辨ニテ醫療ヲ受クルヨリモ其經費ヲ節減シ得ルコト、ナルノデアリマセウ

(8) 保健衛生醫事思想ノ向上

國家ガ保健施設及傷病豫防施設ヲナシ又他方一般的ニ醫療機關ノ發達、整備ニ依リテ社會民心、保健衛生
醫事思想向上スルニ至ルノデアリマセウ

(9) 保健衛生的生活及社會的地位ノ向上

經濟的生活ガ安定ニナリ且ツ醫療費ガ減セラレテ其ノ餘裕ヲ衣食住ノ改善ニ又ハ修養、子女ノ教育等ニ充
テ得ルニ至ルヲ以テ被保健者ハ保健衛生的生活ヲナシ得ルニ至リ又社會的地位ノ向上ヲ招來スルニ至ルデ
アリマセウ

(10) 疾病、負傷率及死亡率ノ減少

保健施設ガ普及シ及ビ衛生的生活ヲナスニ至ルニヨリテ此結果國民ノ傷病又ハ死亡率モ減少スルニ至ルデ
アリマセウ

(11) 社會的 教育

保險強制ノ結果一般的ニ保險思想普及ヲ來シ且ツ健康保險組合、健康保險審查會等ニ對シ被保險者ガ干與
スルコトニヨリテ社會人トシテ權利ヲ主張シ義務ヲ負ヒ自助的精神ヲ涵養セラレ種々ナル場合ニ社會的教
育ヲ得ルニ至ルデアリマセウ

第五 健康保險ニ對スル各方面ノ負擔

(1) 國家 年額凡ソ四百萬圓

(2) 事業主 毎年其使用スル被保險者ノ報酬年額ノ約 $\frac{2}{100}$ ニ相當スル額ノ保險料 (保險ノ總費ハ年額約四
千萬圓ニシテ此負擔割合ハ政府 $\frac{1}{10}$ 。事業主 $\frac{5}{10}$ 。被保險者 $\frac{5}{10}$ 。デアリマス)

(3) 被保險者ノ保險料金ハ大體一日最低 ○四厘

最高 八錢
平均 二錢六厘

1 國家

國家ハ健康保險實施ノ結果年額凡ソ四百萬圓ノ負擔ヲナスコト、ナルノデアリマス
國家及國民ニ對スル健康保險ノ効果ハ多大ナルモノアルニヨリ右ノ負擔ハ其利益ニ比シ僅少デアルト見
テモ良イノデアリマス

2 事業主

事業主ハ毎年其使用スル被保險者ノ報酬ノ約 $\frac{2}{100}$ ニ相當スル保險料ヲ負擔スルコト、ナルノデアリマ
ス此負擔額ハ賃金又ハ生産費ノ極メテ小部分ニテ足り然モ事業主ハ結局産業能率ノ増進ニ因リテ其ノ負
擔ヲ回收シ得ルコト、ナルニヨリ實質上健康保險法ニ因リテ大ナル義務ヲ講ゼラレタコト、ハナラナイ
ノデアリマス

現ニ工場又ハ事業場ニ於テハ共濟組合其他ノ福祉施設ノ屬又ハ工場法、鑛業法ニ依ル扶助義務ノ爲事業
主ノ負擔シツ、アル大部分ハ健康保險法實施ニ依リ不必要トナリ其ノ負擔ヲ免ガル、タメ事業主ノ負擔
ハ從來ヨリモ經濟上ニ於テ著シク増加スルモノトハ認メ難イノデアリマス

3 被保險者

被保險者ノ保險料ノ負擔ハ大體一日

最低	四厘
最高	八錢位ノ見込
平均	二錢六厘程

ナルヲ以テ其ノ負擔額タルヤ極メテ輕微ナルモノデアリマス、殊ニ此保險ノ利益ハ全部被保險者ニ歸屬

工鑛業ニ
影響
産業界ニ

第六

社會ノ各方面ニ對スル影響

スルモノナルコトヲ思ヘバ一部分ノ負擔ハ當然ノ義務デアリマス此義務ガアルケレドモ一方保險給付ヲ
要求シ得ル強大ナル權利ヲ持つテキルノデアリマス

(1) 獨逸ニ於ケル例ヲ見マシテモ社會保險ノ實施ハ鑛工業ニ好影響ヲ及ボシ爲ニ海外貿易モ大ナル發展ヲナ
シタリト云フコトデアリマス

又社會保險ニ依リ勞働者ノ健康保全ヲ期シ及經濟生活モ安固ニナリタル結果能率増進ヲ來シ一般産業界ニ
好影響ヲ與ヘタルヲ以テ事業主ハ喜ンデ居ルト云フ次第デアリマス

取越苦勞

(2) 健康保險實施ノ結果生産品ノ價格ヲ騰貴セシムルニ至ルベシト論ズル者アルモ之ガ一般消費者ニ脅威ヲ
來ス程大ナル影響アルモノトハ認メ難イノデアリマシテ此論ハ取越苦勞トデモ云ヒマセウ

我國ノ工場法實施ノ際ニ於テモ生産品ノ價格騰貴ヲ來スベキコトヲ惧ル、者ガアツタガ實施ノ結果ハ却ツ
テ勞働能率ヲ増進シ寧ろ實施ノ遅カリシヲ悔ム者ガアツタ程取越苦勞モ杞憂ニ終ツタト認メラルルノデ
アリマス、健康保險實施ニ就イテモ同様ノ結果ナラムト思考セララルノデアリマス

第七

健康保險ノ組織

(1) 我國ニ於ケル健康保險法公布以前ノ社會保險的施設ハ如何ナル状態ナリシヤヲ考フルニ僅カニ工場法鑛
業法ニ依ル職工坑夫等ノ扶助制度並官公私事業ニ於ケル共濟組合位ノモノデアリマス

法令實施
前ノ狀況

(2) 前者ハ勞働者賠償制度(災害保險)ニ相當スルモノデ後者ハ不完全ナガラ大體ニ於テ疾病保險ノ作用ヲ
ナスモノト見ルコトモ出來ルノデアリマス

(3) 尙ホ民間ノ工場、鑛山等ニ於ケル任意的共濟組合ガ十三年三月現在ニ於テ三七八組合、約五十六萬人ノ

組合員ガアリマスガ社會保險の保護方行ハレテ居ラスノデアリマス

(大正十五年三月末現在數)

三百人以上使用ノ工場數ハ	九百餘リ
五百人以上同	五百餘リ
三百人以上使用ノ鑛山數ハ	四十餘リ
五百人以上同	百二十九餘リ

(4) 茲ニ於テカ國家ハ健康保險制度ヲ組織シマシテ國家ト事業主ト被保險者ノ三者ガ公平ナル負擔ノ下ニ保險的救濟制度ノ目的ヲ達セムトスルノデアリマス

(5) 健康保險組織ノ要點

- 1 保險事項 (法第一條)
- 2 被保險者
 - イ 強制加入被保險者 (法第十三條)
 - ロ 任意加入被保險者
任意包括被保險者 (法第十四條)
任意繼續被保險者 (法第二十條、
令第十條令)
- 3 保險者
 - イ 政府 (法第二十四條)
 - ロ 健康保險組合 (法第二十八條、第三十條、第三十六條以下、令第三章規第三章)
- 4 保險給付 (法第六十條以下、令第四章規第四章)
 - イ 疾病又ハ負傷ニ關スル給付 (法第四十三條以下令第七十四條以下)

- 5 保險給付ノ費用
 - イ 費用ノ分擔
 - 一 國庫ノ負擔 (法第七十條)
 - 二 事業主及被保險者ノ負擔 (法第七十一條以下及保險料率)
 - ロ 保險料ノ徵收 (法第七十七條、第七十八條、第十一條)
- 6 權利ノ救濟
 - イ 保險給付ノ決定ニ不服アルトキ (法第八十條令百十三條以下規第七十二條以下)
 - ロ 保險料其ノ他ノ徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アルトキ (法第八十一條)
 - ハ 滯納處分ニ付キ不服アルトキ (法第八十四條)
- 7 政府ノ事業ト本法ノ適用 (法第十二條)
- 8 工場法、鑛業法ニ依ル扶助トノ關係
(工場法施行令第六條第十三條ノ二、第二十七條ノ二同施行規
則第九條
鑛夫勞務扶助規則第十五條第十七條第二十六條ノ二、第二十
七條第二十九條)

(1) 保險事項

短期ノモ
長期ノモ

疾病、負傷、死亡及分娩ノ四種

イ 此ノ疾病、負傷ハ被保險者（少額所得階級労働者）ノ日常最モ多ク起リ易キ短期（百八十日、六ヶ月迄）ノモノヲ保險シ救済シテ速カニ勞働能力ヲ恢復セシメントスルモノデアリマス

長期ニ亘ル傷病ハ之ヲ瘵疾ト見做シ瘵疾、老衰ヤ遺族寡婦孤兒ニ對スル救済ハ此ノ保險ニハナイノデアリマス、之ハ各國デモ大體同様デアリマス、他ノ國デハ業務ニ基ク傷病ハ災害保險又ハ労働者賠償制度ニ依リ又業務ニ基カザルモノハ疾病保險又ハ健康保險デ取扱ツテ居ルノデアリマス

我が健康保險デハ業務ニ基クモノモ然ラザル傷病モ共ニ救済スルノデアリマス

此ノ點ハ他國ノ立法ニ比シテ特異ノ點デアリマス

ロ 我健康保險ノ保險事項ノ重心ハ疾病、負傷ニアルノデアリマスガ死亡、分娩ハ從屬的ニ保險事項中ニ加ヘタノデアリマス

保險事故ノ重心

(2) 被保險者

強制加入、任意加入（任意抱括加入、任意繼續加入）者

イ 強制加入者トハ保險法令ノ施行ニ依リテ當然加入スル者ヲ云フノデアリマス

其ノ範圍ハ健康保險法第十三條ニ規定シテアリマシテ職員、職工、礦夫、守衛、小使等ハ被保險者トナルノデアリマス

之ニハ二ツノ例外ガアリマス、即チ一ツハ一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル職員（一ヶ月百圓ヲ超エテ取ツテ居ル者ハ此ノ中ニ這入ラナイノデアリマス）他ノ一ツハ日傭人夫（臨時使用人）デ六十日未滿雇傭契約ノモノハ這入ラナイノデアリマス、此ノ臨時的短期使用ノモノハ移動ガ激シイノデ保險事務取扱ニ不

便不都合ガ多イカラデアリマス

ロ 任意加入（任意抱括加入、任意繼續加入）被保險者トハ加入スルト否トハ自己ノ自由ニ依ルモノデアリマス（法第十四條、法第二十條）

A 任意抱括加入者即チ法第十四條ニ規定スル工業的企業ヲ經營スル事業主ニ於テ其ノ使用人ノ半數以上ノ同意ヲ得テ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ其事業ニ使用セラルル者ハ全部抱括シテ被保險者トナルノデアリマス

B 任意繼續加入者

之ハ一度被保險者デアツタ者ガ其資格ガナクナリ更ニ被保險者トナラムトスル者デ、例ヘバ工場ニ勤メテオリ被保險者ガ此處ヲ止メテ轉業シタ場合ニ被保險者ノ資格ガナクナルガ更ニ引續イテ被保險者トナリタイトスレバ一定ノ條件ヲ有スルモノハ一定期間被保險者トナリ得ルノデアリマス（令第十條）

(3) 保險者（政府、健康保險組合）

之ハ健康保險ヲ經營スル所ノ主體デアリマシテ保險料ノ徵收トカ保險給付ヲ支給スル處ノモノデアリマス此ノ保險者ニ二ツアリマス

イ 政府ハ健康保險組合ニ屬スルモノヲ除イタ被保險者全部ノ保險ヲ管掌スルノデアリマス

政府ノ管掌スル保險執行機關ハ全國各廳府縣ニ五十箇所ノ健康保險署ヲ設ケ此處デ現業事務ヲ行フノデアリマス（法第廿四條）

ロ 健康保險組合ハ國家ノ監督ノ下ニ保險ヲ行フ機關デアリマシテ其ノ役員ハ勞資双方カラ選出シテ自治的ニ管理サレルモノデアリマス（法第廿八條第廿九條第卅一條第卅六條以下）

二種アリ

組合組織ノ利益

組合ノ存続保障

健康保險ハ成ル可ク此ノ自治的健康保險組合ニ依ツテ行フノガ都合ガ良イノデアリマス
 即チ社會保險ノ缺點デアル處ノ病氣デナイノニ病氣ナリト稱シ手當金ヲ貰フヤウナ者ガアリマス
 1 斯ノ如キ虛病者ハ他ノ方法デ防グコトモ出來ルガ自治的組合デハ一層良ク如斯キ詐偽的行爲ヲ防グ
 ルノデアリマス
 2 又組合員タル各被保險者ノ自制ニ依ツテ災厄ヲ一層豫防シ得或ハ
 3 費用モ節約シ得ルノデアリ或ハ又
 4 勞働者ノ自助的精神ヲ涵養スルニモ利益ガアルノデアリマス
 健康保險組合ハ法律上人格ヲ認メマシテ其ノ責任ノ所在ヲ明カニシ又存續ノ保障ヲモ與ヘテオクノデア
 リマシテ組合ノ缺損モ事業主ハ直接ノ全責任ヲ負ハナイノデアリマス
 從來ノ共濟組合ノ如キ不確定ノ状態ニ在ルモノトハ異ルノデアリマス

(4) 健康保險法要旨 (健康保險早わかり) 註。(法ハ健康保險法ノ、令ハ同施行令ノ、規ハ同施行規則ノ略ニ表示シタルモノナリ)

保險事故 被保險者疾病。負傷及死亡(業務上及業務外ヲ問ハズ)並ニ分娩ノ場合一定ノ保險給付ヲ受ク (法第一條)
 被保險者 工場法職業法ノ適用ヲ受クル工場又ハ事業場ニ使用セラル、者ハ強制的ニ加入セシメラル (法第十三條、令第九條、規第十條)
 政府(保險官署) 健康保險組合ノ組合員ニ非ラザル被保險者ノ保險ヲ管掌ス (法第二十二條、四條)
 保險者 組合員タル被保險者ノ保險ヲ行フモノニシテ當時三百人以上ノ被保險者ヲ使用スル工場又ハ事業場ニアリテハ其被保險者二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ組合ヲ設クルコトヲ得 (法第二十八條、第二十九條、令第十一條、規第二十四條)
 健康保險組合 當時五百人以上ノ被保險者ヲ使用スル工場又ハ事業場ニアリテハ内務大臣ヨリ之レガ設置ヲ命ゼラル、コトアリ (法第二十一條)

保 險 給

疾病負傷ニ
 關スル給付

療 養
 左ノ場合ハ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ノ支給ヲ受クルコトヲ得
 一、保險者ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ
 二、保險者ノ承認ヲ受ケ其ノ指定セザル醫師又ハ齒科醫師ノ診斷ヲ受ケタルトキ
 三、緊急止ムヲ得ザル場合ニ於テ保險者ノ指定セザル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ手當ヲ受ケタルトキ
 被保險者ハ正當ノ事由アルニ非ラザレバ同一ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ付テ醫師ヲ變更スルコトヲ得ズ (法第四十三條、令第七十四條乃至七十八條、規第四十五條)

傷病手當金
 業務上ノ傷病ニアリテハ就業不能ノ日ヨリ業務外ノモノニアリテハ就業不能ニヨリ休業セル第四日目ヨリ一日ニ報酬日額百分ノ六十ヲ支給セラル但入院給付ヲ受クルトキハ減額セラル (法第四十五條、令第七十九條、八十五條、規第五十七條)

給付期間
 同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リテ發シタル疾病中業務上ニ基因スルモノハ一回百八日間(之レ以上長引ク時ハ其超過期間ハ工場法職業法ニ依リ扶助セラル)業務外ニ基因スルモノハ同一ノ疾病ニアラザルモノヲモ含ミ一年ヲ通ジテ合計百八日間ヲ限リ支給セラル (法第四十七條)

分娩ニ關スル給付
 分娩シタルトキハ二十圓ヲ支給セラル (法第五十條、第五十二條、令第八十二條規第六十一條)
 但シ産院ニ收容又ハ助産ノ手當ヲ求ムルコトヲ得
 此ノ場合ニ於テハ分娩費八十圓ヲ支給セラル (令八十一條)

付

死亡ニ關スル給付

埋葬料

ル

〔分娩前四週間（分娩日豫定ヨリ後レタルトキハ七日以内延長ノコト）産後六週日以内ニ於テ勞務ニ服セザル期間傷病手当金ト同等ノ額ヲ支給セラル（法第五十條、令第八十條、規第六十二條）〕
報酬日額ノ二十日分（其金額二十圓ニ滿タサルトキハ二十圓ヲ）支給セラ

（法第四十九條、第五十六條、令第八十九條、規第五十九條）

不當ナル事故
其他ニ對スル
給付ノ制裁

一、故意ニ事故ヲ生ゼシメタルトキハ保險付ヲ受クルコトヲ得ス（法第六十條）
二、闘争泥酔ニ因リ又ハ故意ニ危害豫防上ノ指揮監督ニ從ハザル爲メノ事故ハ一部又ハ全部ノ給付ヲ受クルコトヲ得ザルモノトス（法第六十一條）
三、假病其ノ他不正ノ行爲ニヨリ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ハ其ノ全部又ハ一部ノ給付ヲ差止メラル（法第六十四條）
四、故ナク療養ニ關スル指揮ニ從ハズ又ハ保險者ノ指示スル診斷ヲ拒ム者ニ對シテモ同標ノ制裁アリ（法第六十三條）

財

國庫即チ政府ノ負擔

健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ負擔ス
但被保險者一人ニ付年額二圓ヲ超サザルモノトス

（法第七十條、令第九十條乃至九十三條）

源

保險料ノ分擔

事業主ト被保險者ト各折半シテ之レヲ負擔ス
被保險者ノ負擔分ハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトナシ（法第七十四條）保
險給付及其他ニ要スル費用ニ不足ヲ生ジタル場合ハ事業主之ヲ負擔スルモノトス。報酬
日額トハ各人ノ或ル期ノ三ヶ月間ニ於ケル實收入ノ平均日額ニヨリ一級ヨリ十六級マデ
ニ區別シ最低三十錢最高四圓トス（法第七十四條、令第三條）

保險料ノ徵收

被保險者ニ支拂フベキ工賃ヨリ控除スルコトヲ得

（法第七十八條、令第九十八條）

保險給付ニ關スル場合

保險給付ニ關スル決定ニ不服アルトキハ第一次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ尙ホ不服
アルトキハ第二次審査會ニ請求シ之ニ不服アルトキハ通常裁判所ニ訴フルコトヲ得
（法第八十條、令第三十二條以下、規第七十二條以下）
保險料其ノ他ノ徵收ニ付不服アルトキハ保險官署ニ訴願シ尙ホ不服アルトキハ內務大臣
收金ニ關スル場合ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ訴フルコトヲ得
（法第八十一條）

願訴及査審

事後給付

(5) 保險給付

保險給付ハ總テ保險事項發生後ニ之ヲナスノデアリマス

事故發生前ニ豫メ之ニ關スル給付ヲナスノデアリマス

保險給付ハ大體左ノ五種アリマシテ健康保險ニ在リテハ療養ノ給付ハ各給付中ノ重心デアリマス而シテ給付ニツキテハ或保險事故發生ニツキテ被保險者ニ責任アル場合又ハ給付ヲナス必要ナキ場合等ニハ給付ヲナサイノデアリマス（法第六十條）

イ 疾病又ハ負傷ニ關スル療養ノ給付（法第四十三條以下、令第七十四條）

ロ 傷病手当金（法第四十五條以下）

ハ 分娩ニ關スル分娩費ノ給付（法第五十條以下）

ニ 出産手当金（法第五十條以下、令第八十條）

ホ 死亡ニ關スル給付（法第四十九條）

イ 疾病又ハ負傷ニ關スル療養ノ給付

療養ノ給付ハ原則トシテ療養ソノモノ、給付デアツテ金錢的給付デハアリマセン

金錢デ給付スルコトニナルト其ノ金ヲ他ノ費用ニ流用スル慮ガアリマス又此金錢給付デハ監督ガ困難デアリマス

療養給付ノ範圍ハ傷病ニツキテハ（法第四十三條、令第七十四條）
一、診察（宅診、往診ヲ含ム。健康診斷體格検査ヲ含マス）

二、藥劑又ハ治療材料ノ支給（齒科ノ療養。處方箋ノ交附ヲ含ム）

三、處置手術其他ノ治療（色眼鏡、松葉杖、轉地療養ヲ含ム。義手足ヲ含マス）
 四、看護
 五、被保險者ノ移送

入院
 療養費支
 給
 轉地療養
 ノ給付

デアリマシテ特ニ必要ノ場合ハ入院セシメ或ハ交通不便ノ所デ醫師ヲ呼ブ事ノ出來ナイ場合或ハ緊急
 ノ場合ニ於ケル應急ノ手當ヲシタルトキハ療養給付ニ代ヘテ療養費ヲ與ヘテ本人ノ意ニ任ゼシムルコ
 トモアリマス、又轉地療養モ或場合ニハ給付スルモノデアリマス
 療養ヲナサシムル期間ハ次ノ疾病手當金ノ場合ニ略同ジデアリマス
 口 傷病手當金（法第四十五條以下）

六割支給

疾病ニ罹リ又ハ負傷シテ勞働ニ從事スルコト能ハズ（休業）依リテ賃金ヲ受ケザル者ニハ本人及其ノ家
 族ノ生活ノ補助費トシテ此手當金ヲ一日ニ付報酬日額ノ六割（百分ノ六十）ヲ支給スルノデアリマス此
 六割ト云フノハ現在我國ノ勞働者生計調査ニ依リマスト大體賃金ノ六割ガ必需生活費ヲナシテオルノデ
 其ノ生活保障ヲナス意味デアリマス、傷病ガ業務上ノモノナルトキハ勞働不能ノ即日カラ又業務外ノモ
 ノナルトキハ其ノ第四日目カラ此手當金ヲ支給スルノデアリマス

業務上業
 務外
 第四日目
 カラ

此第四日目トシタノハ詐病ヤ虛病傷ヲ防グ必要カラ待期ヲ置イタノデアリマス
 傷病手當金ハ無期限ニ給付スルノデハナク業務上ノモノハ同一疾病又ハ負傷ニツキテハ一回百八十日限
 リ（之レヨリ永ビク傷病ニハ工場法、鑛山法等ニヨリ扶助ヲ受ケ得）。其ノ他ノモノハ一ケ年ヲ通ジテ
 百八十日ヲ限度トシテ支給スルノデアリマス
 尤モ本人ヲ入院セシメ療養ヲ施ス場合ニハ家族ノ數ヲ斟酌シ幾分手當金額ヲ減ズルコト、ナルノデアリ

母性ノ保
 護

マス

給付期間ヲ百八十日デ打チ切ツタ理由ハ我國ニ於ケル大概ノ人ノ傷病ハ六ヶ月（百八十日）間ノ中ニ九
 十八%迄ハ結末ガツクノデアリマス

ハ 分娩ニ關スル分娩費ノ給付

分娩ナル現象ヲ醫學的ニ或ハ生理學的ニ觀察スルトキハ之ハ疾病デハナク生理的現象デアリマス

夫故ニ傷病的保險ノ主ナル目的デハナイノデアリイヌガ然シ乍ラ婦女勞働者ノ分娩或ハ産前産後ノ保護
 ト云フ事ハ極メテ重大ナ問題デアリマス

又一方出産兒ノ保護モ同様重大ナ問題デアリマス夫レデスカラ現行ノ工場法及鑛業法ニハ産前四週間産
 後六週間通ジテ十週間ノ保護規定ヲ置イテオルデアリマス

夫レデ工場法鑛業法等デハ妊産婦ニツキ工業主ニ對シ就業禁止ヲ命ジテアルノデアアルガ之ニ對シ何等ノ
 給與又ハ生活保障ノ義務ヲ規定シテオラヌノデアリマス

健康保險法デハ分娩シタルトキハ其ノ費用トシテハ貳拾圓支給スルノデアリマス（法第五十條、令第八
 十一條）

分娩ガ正當ノ婚姻關係カラデアアルカ否カハ問ハナイノデアリマシテ私通ニヨリ私生兒ノ分娩ノ場合デモ
 支給スルノデアリマス

尙ホ分娩ノ給付ハ妊娠ノ第四ヶ月以上ヨリノ分娩ニ對シ給付サレル事ニナツテオリマ
 ハ現實ノ場合ニ於ケル母性及出産兒保護ノ見地カラデアリマス

ニ 出產手當金

被保險者ハ出產ノ前後ハ一定期間勞働ニ從事スルコトハ出來ナイノデアリマスカラ生活保護ガナイト困ルノデアリマス

又保險者ニ於テモ之ヲ保護スル必要カラ出產ノ前後勞働不能ノ一定期間即チ分娩日前四週間、分娩日後六週間ニ於テ勞働ニ服セザリシ期間ダケ一日ニ付キ報酬日額ノ六割ヅ、ノ手當金ヲ支給スルノデアリマス（令第八十條）

此ノ際ニハ傷病ニ罹ルモ傷病手當金ハ貰ヘナイノデアリマス（法第五十四條）

分娩ノ場合ニ產院ニ收容スルカ又ハ産婆或ハ醫師ヲシテ助産ヲナサシムルコトモ出來マス、此場合ニハ分娩費出產手當金ハ減額アルコトガ出來ルノデアリマス（法第五十一條令第八十一條）以上ノ分娩ノ給付ヲ受ケ得ルモノハ分娩前一定ノ期間（百八十日）被保險者タリシ事ヲ要シ又九十日以上被保險者タリシ者ニハ分娩費ヲ支給シ又ハ助産手當ヲナスノデアリマス（令第八十二條）

又被保險者タル資格喪失後百八十日以内ニ分娩シタル時ニモ支給シ得ルノデアリマス（令第八十四條）

ホ 死亡ニ關スル給付
健康保險ハ原則トシテ疾病、負傷ニツキ療養ノ給付ヲ爲シ以テ其ノ期間ノ生活ノ補助的保障ヲナスヲ目的トスルノデアリマス

死亡ニ基ク救済ハ主トシテ遺族ノ扶助デアリマスガ之ハ健康保險デハ爲サナイノデアリマシテ死亡ニ關シテハ埋葬料ノミヲ支給スルノデ報酬日額ノ二十日分ヲ給與スルノデアリマス

若シ報酬日額一圓未滿ノ者ハ二十圓ダケ給與スルコトニナツテオリマス（最低金貳拾圓給與）

埋葬料ノ

之ハ死亡者ニ依リテ生計ヲ維持サレタ者デ埋葬ヲ行フ者ニ支給スルノデアリマス、若シ之ニ該當スル者ガ無イトキハ實際埋葬ヲ行ツタ人ニ右ノ金額ノ範圍内デ實費ヲ支給スルノデアリマス（法第四十九條）此埋葬料ハ被保險者ノ資格喪失後九十日以内ニ死亡シタ場合ニモ支給スルノデアリマス（法第五十六條）

(6) 保險給付要旨(早わかり表)

(7) 保險給付費用

健康保險ノ給付費用ハ其財源ヲ何處カラ求ムルカ私法上ノ保險支拂費用ハ各契約者カラ徴收スルカ健康保險給付費用ハ全部被保險者カラノミ徴收スルハ健康保險法ノ目的デハナク又被保險者ガ之ニ耐エラレヌ場合ガ多イノデアリマス

其ノ費用ハ被保險者ト事業主ト國家トノ三者ガ負擔スルノガ各國トモ普通ノヤリ方デアリマス

負擔ノ理由

一、被保險者

被保險者ガ其ノ費用ノ一部分ヲ負擔スルノハ之レハ直接ノ受益者デアリ事故發生ニハ責任ガアルカラデ其他被保險者ノ勤儉獎勵、經費節約ノ利益或ハ自尊心ヲ高メ又ハ管理參與權ヲ生スルカラデアリマセウ
二、事業主ガ其ノ一部ヲ負擔スルノハ被保險者ノ事故發發ニツキテハ大體ニ於テ其ノ事業ニ直接又ハ間接ニ關係アルコト多ク、殊ニ業務上ノ傷病ニツキテハ責任アルコト勿論デアリマス
尚ホ又此保險ニ依リテ被保險者（勞働者）ノ健康ヲ保持又ハ傷病ノ回復ヲ速カナラシムル結果勞働力ヲ

被保險者
事業主ト
國家カラ

保全シ得ラレ之ニヨリテ事業主モ受益スルコト、ナルニヨリ費用ノ一部ヲ負擔スル責任ガアルノデアリマス

三 國家ガ其ノ一部分ヲ負擔スルノハ被保險者タル小額所得者ノ傷病ニツキ又ハ其ノ生活ニツキ相當保護スルハ即チ國家産業ノ進展ニ關シテモ多大ノ利益ヲ得ルコト、ナルノミナラズ國家ノ安寧幸福ヲ増進スル所以ナルヲ以テデアリマス

1 費用ノ分擔

此ノ費用ノ分擔割合ニツイテハ確固タル論據ハナイ様デアリマスガ其ノ理由トスルところハ即チ

(a) 事業主ト被保險者トガ費用ヲ折半シテ分擔スルコトガ時代ノ趨勢デア

(b) 我國ニ於ケル勞働者ノ業務上ニ於ケル傷病率ト業務外ノ傷病率ノ割合ハ大體一ト三デアリ業務上ノ一

ハ當然事業主ニ責任アリトシ獨逸疾病保險ノ例ニヨリ業務上ノ三ハ勞働者ニ二、事業主ニ一、ノ責任アリトスレバ即チ業務ノ内外ヲ通ジテ事業主ニ、勞働者ニ、トナリ折半ノ分擔トナルノデアリマス

〔費用ノ分擔〕

業務上ノ傷病率……………一〔A〕事業主負擔

業務外ノ傷病率……………三〔BA〕工場主一負擔

勞働者二負擔

即チA'A'二ハ工場主 B'二ハ勞働者負擔

故ニ各1/2ノ負擔

折半負擔ノ例外トシテ(法第七十三條)業務ノ性質ニヨリ又ハ事故多キ事業ニ使用セラル、被保險者又ハ少額所得被保險者ニ對スル保險料ハ事業主ノ負擔割合ヲ増加シ得ルコトニナツテキルノハ災害多キ業務ヤ

又幼少年工ノ收入ノ少ナキ者ニモ折半シテ負擔セシムルハ公平ヲ失スルノミナラズ保護ノ主旨ニ反スルカラデアリマス、尙又任意繼續被保險者ハ全額負擔デアリマス

イ 國庫ノ負擔 (法第七十條)

A 政府ニ於テ管掌スル保險給付費用……………ノ1/10ヲ國庫ガ負擔ス

B 各健康保險組合ニ於テ其ノ組合員タル被保險者ニ給付スル費用……………ノ1/10ヲ國庫ガ負擔ス

其負擔總額ハ被保險者ノ一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超エナイ範圍デアリマシテ全體ノ給付費用ガ一年ニ四千万圓掛カレバ其ノ1/10デアアル四百萬圓ハ其ノ一年間ノ國庫負擔總額トナルノデアリマス

ロ 事業主及被保險者ノ負擔及保險料率

我國ノ健康保險ハ勞資双方ヨリ保險料ヲ徵收シ其ノ割合ハ各半額負擔ガ原則デアリマス保險料ノ負擔ニツキテハ其ノ料率モ問題ニナルノデアリマシテ保險料率ハ之ヲ均一ニシ又ハ給料トカ危險ノ程度ニヨリテ多少ヲ定ムルコトモ出來ルノデアリマス

均一保險料ハ「ルートマニア」ノ廢疾及老年保險制度ト英國ノ疾病保險制度トデアリマス

英國ノハ政府直營ノ場合ノミ均一デ男女ニ區別ガアリマス即チ男ハ每週十片、女ハ九片デアリマス、又賃金ニヨルモノハ勞働者ノ賃金比例シテ定ムルモノデアリマス

或ハ危險ニヨルモノハ危險ノ大小トカ多少ニヨリテ定ムルモノデ幼少年老人ノ如キハ危險ガ多イト見テ保險料ヲ高クスルノデアリマス

我國ノ金錢給付ニツキテハ賃金即チ報酬ニ比例シテ支給シ保險料ニ付イテモ賃金ヲ基礎トシテ一定ノ割合ヲ定メ之ヲ徵收スルノデアリマス

業務ノ性質如何ニヨリ

保険料額ハ3/100以下

又特別ノ場合ニハ業務ノ危険程度等ニヨリ多少斟酌シテ定ムルノデアリマス
然シ健康保険組合ニ屬スルモノニアリテハ危険ナル事業ヤ衛生上有害ナ事業ニ使用セラル、被保險者殊ニ
少年工見習工ノ如キ極メテ少額ノ賃金ヲ受クル被保險者ニツキテハ事業主ノ負擔割合ヲ増加シ得ルノデア
リマス（法第七十一條以下）

其ノ少額賃銀ノ程度負擔割合ハ勅令デ定メテアリマス（令第三條以下）

被保險者各自ノ負擔スル保険料額ハ一日ニ付キ報酬日額ノ $\frac{3}{100}$ ヲ最高トスルノデアリマス

（例ハ日給一圓ノ者ハ一日三錢一ヶ月九十錢）

但シ資格喪失後ニ任意繼續シ被保險者トナリタルモノハ保険料全額ヲ負擔スルノデアリマス

被保險者ノ負擔額ガ最高限ニ達シテモ保險給付費用ニ不足ヲ來シタ場合ハ其ノ不足部分ハ事業主ガ之ヲ負

擔スルノデアリマス又被保險者ヨリ保険料ヲ徵收シナイ場合ガアリマス即チ被保險者カ傷病又ハ出産ノ爲

傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給ヲ受クル期間ガ陸海軍ノ軍務ニ服スルトキ其他保險給付ヲナサザル期間

ハ徵收セスコトニナツテキマス（法第七十六條）

2 保険料ノ徵收

保險者（政府及健康保險組合）ハ事業主ヨリ其ノ事業主自己ノ負擔保險料及其ノ事業ニ使用スル被保險者

ノ負擔ニ屬スル保険料ヲ徵收スル權利ヲ有スルノデアリマス尤モ

事業主ハ被保險者ノ負擔ニ屬スル分ノ立替金ハ被保險者ニ支拂フベキ賃金ヨリ差引クコトガ出來ルノデア
リマス

若シ事業主カ右ノ保険料ノ納付ヲ怠ルトキハ市町村税ノ例ニ依リ滯納處分ヲ受クルノデアリマス（法第七

十六條及第三十條ノ場合ノ保険料ニツキテハ此限リデアリマセン）

(8) 保健費用ノ負擔（法第五章第七十條乃至第七十九條、令第五章第九十條乃至第一百條）

1 國家ノ負擔

- (1) 各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ $\frac{1}{10}$ ヲ負擔ス
（法第七十條）
- (2) 被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割
（法第九十三條）
- (3) 國庫負擔金總額一年約四百萬圓
（法第七十條、九十一條）

2 事業主ノ負擔
（被保險者ヲ使用スル）

- (1) 各保險料額ノ $\frac{1}{2}$ ヲ負擔ス
（法第七十二條）
- (2) 負擔スヘキ割合ヲ増加シ得
（法第七十三條、第七十五條）
- (3) 被保險者ノ負擔制限ヲ越エテ保險料ヲ徵收スル事
ヲ要スル場合ハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス
（法第七十四條）

3 被保險者ノ負擔
（日最高八錢、日最低四錢、日平均二錢四厘）

- (1) 各保險料額ノ $\frac{1}{2}$ ヲ負擔ス
（法第七十二條）
- (2) 各保險料額ノ全額ヲ負擔ス
（法第九十四、五條）
- (3) 保險料額ハ一日ニ付報酬日額ノ $\frac{3}{100}$ ヲ越ユルコ
トヲ得ズ
（法第七十四條）
- (4) 保險料ヲ徵收セズ
（法第七十六條、同第六十二條）

保健費用ノ負擔ノ表

4 健康保險ノ總費用一ケ年約四千萬圓

- A 保險者（政府、健康保險組合）ハ保險料ヲ徵收ス
（法第七十一條）
- B 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スベキ保險料ヲ納付スル
義務ヲ有ス
（法第七十七條、第九十五條）
- C 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ納付スベキ保險料ヲ被保險者
ニ支拂フベキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得
（法第七十八條、第九十八條）

(9) 健康保険組合ニ於ケル醫療ノ給付及其ノ組織

法第四十三條以下
令第七十四條以下
令第七十七條第二項
規則第四十五條以下

参照條文

組合ト保
險

- 一、健康保険組合ニ於ケル保險給付（法第四十三條以下）殊ニ療養給付ニツキテハ其ノ範圍ハ令第七十四條ニ規定スル所ニシテ醫師又ハ齒科醫師ノ指定ニツキテハ令第七十五條ニ「……被保險者ハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師中自己ノ選定シタルモノニ就キ之ヲ受クルコトヲ得……」ト規定シ「保險者」ト稱スルノハ政府ト健康保険組合ヲ指スノデアリマシテ「指定」ト云フノハ政府、健康保険組合ガ醫師又ハ齒科醫師ヲ指定スルコトノ指定デアリマシテ此ノ指定ニツキマシテハ政府モ健康保険組合モ出來ルダケ廣キ區域ノ範圍ニ亙リ一般ノ醫師又ハ齒科醫師ヲ指定スルノデアリマス。
- 二、即チ醫師又ハ齒科醫師ヲ指定スルノハ被保險者ガ自己ノ自由ニ且ツ便利ニ自己ノ欲スル醫師又ハ齒科醫師ニ診療ヲ受ケ得ル様ニ一般ノ醫師又ハ齒科醫師ヲ成ルベク廣キ區域ノ範圍ニ亙リ政府（又ハ健康保険組合）ニテ豫メ指定シ保險醫ト定メ置クノデアリマス（自由選擇主義）、其ノ他ニ健康保険組合ノ醫療給付ノ組織トシテハ官公立ノ病（醫）院又ハ私立ノ病（醫）院或ハ其ノ健康保険組合附屬ノ病（醫）院工場、事業場附屬ノ病（醫）院ヲ診療機關トシテモ差支アリマセン。
- 三、健康保険組合ニ相當完備シタル附屬ノ診療機關ガアリマシテモ被保險者ハ其ノ工場又ハ事業場ノ附屬診療機關ノ外ノ醫師、齒科醫師ニモ診察ヲ受ケ得ル事ガ利便トスル場合ガ多クアルデセウカラ一般ノ開業醫ヲモ指定シテ其ノ組合ノ保險醫トシテ定メテ置カネバナリマセン。

附屬ノ診
療所

指定ノ範
圍

- 業醫ヲモ指定シテ其ノ組合ノ保險醫トシテ定メテ置カネバナリマセン。
- 四、一般ノ開業醫ヲ指定スル地域的範圍ハ府縣ヲ單位トシタガ良イノデアリマス即チ府縣醫師會、府縣齒科醫師會ニ屬スル一般ノ醫師、醫科醫師ヲ保險醫トシテ指定スベキデアリマス。
例ヘバ東京市内ニ工場ガアリ其ノ工場ニテ設立スレバ東京市醫師會及東京府醫師會ニ屬スル一般ノ醫師ヲ保險醫トシテ指定スルノデアリマス。又工場ガ東京府下デ神奈川県ニ極メテ近イ所ニ在リ其ノ組合ノ被保險者ガ東京市中カラモ府下カラモ神奈川県内カラモ通勤シテ居ル如キ場合ハ東京市、東京府及神奈川県醫師會ニ屬スル一般ノ醫師ヲ保險醫ニ指定スルノデアリマス。
- 五、一般ノ醫師、齒科醫師ヲ組合ノ保險醫ニ指定スルニハ個々ノ開業醫ト組合トデ直接ニ指定ニ關スル話（契約）ヲ定メズ醫師會、齒科醫師會ト話合ナスレバ簡便ニ出來ルノデアリマス。
- 六、政府ニ於テハ醫師會ニ對シテ健康保険組合ノ被保險者ノ診療ニ關シ組合ト契約セムトスル場合ハ成ルベク便宜ニ契約シテ頂ク様ニ申シテアリ醫師會ニ於テハ便宜ニ組合ト契約スルコトニナツテナリマス。
- 七、健康保険組合ニ於テ一般ノ醫師、齒科醫師ヲ其ノ組合ノ保險醫ニ指定セムトスルニハ左記ノ事項參考ニセラルレバ便利デアリマセウ。
- 八、政府ト日本醫師會トガ健康保険ノ被保險者ノ醫療ニ關スル契約ノ最モ主要ナル點ハ
 1. 政府ガ直接官公立病院ニ委託スルモノ、外ハ被保險者一切ノ醫務ヲ日本醫師會ニ委託シタルコト
 2. 其ノ委託ノ條件トシテハ私人ノ經營スル醫療機關ハ固ヨリ凡テノ開業醫師ニシテ健康保険ノ診療ヲ擔任セント欲スル者ヲ醫療擔當者トスルコト
 3. 醫療擔當者ノ擔當スル被保險者ノ範圍ハ大體府縣ヲ單位トシ被保險者ハ其ノ範圍内ニ於テハ自由ニ

醫療契約
ノ要點

醫師ヲ選擇シ得ルコト

九、政府トシテハ右ノ様ナ契約ヲ日本醫師會ト致シタノデアリ健康保險ノ給付中デ最モ緊要ナノハ療養ノ給付デアリ被保險者ガ疾病又ハ負傷ニ罹ツタトキハ自分ノ好キナ醫師ヲ廣ク一般ニ選擇出來ルコトハ被保險者ノ利便デアリ又醫療上ニモ良イ結果ガ現ハル、コトデアリマセウ。

十、政府ノ管掌スル全國約百五十萬人ノ被保險者ノ醫療ヲ日本醫師會トイフ全國四萬人餘ノ醫師ヲ有スル法人團體ガ總括的ニ引受ケ其ノ醫師ヲ醫療擔當者トシテ醫療ヲ行フト云フコトハ我國獨得ノ方法デアリ歐米諸國ニモ例ノナイ事デアリマス。

十一、被保險者ノ診療引受ニ關シ政府ヨリ日本醫師會ニ支拂スル其ノ報酬ハ人頭割ト致シテアリマス。諸種ノ調査ノ結果最モ安全ナ計數ヲ加ヘテ被保險者一人一年ノ傷病日數ヲ十七日トシタノデアリマス。英國ノ制度ハ人頭割デアリマスガ最モ高カツタノハ一九二〇年ヨリ同二一年ノ醫師報酬及藥劑治療材料代ヲ合セテ一人十一志即五圓五十錢デアツテ一九二二年ヨリ同二三年ニハ九志六片ニ下リ二四年以降ハ九志即チ四圓五十錢デアリマス之レニハ入院費ハ含ンデナリマセヌ

獨乙國デハ戰前ニ於テ平均シテ醫師報酬藥劑治療材料及入院費ヲ含ハセ十四志九片即チ約七圓五十錢デアリマス

十二、今回政府ト日本醫師會トノ契約ハ被保險者一人當年額七圓四十二錢六厘七毛ヲ基本額トシテアリマスカラ上記ノ先進諸國ト比較シテ相當ノ額デアルト信ジマスガ未ダ健康保險ニ經驗ノナキ我日本國デハ實際ノ標準ハ數年ノ經驗ヲ待タネバナリマスマイ。

被保險者トハ健康ニ被保險者全體ナリ

十三、上述ノ如クデアリマスカラ皆様ノ方デ健康保險組合ヲ設立ナサルニハ矢張り政府ト日本醫師會トノ間ニ健康保險ノ診療ニツキ契約シタル事項ヲ標準トシテ又保險醫ノ指定モ上述ニ準シテ指定ナサレバ宜シイコト、考ヘマス。

十四、參考ノタメ政府ト日本醫師會トノ間ニ於ケル診療契約文及覺書文並ニ日本醫師會員間ノ申合せ事項ヲ申上ゲマセウ

イ、政府ト日本醫師會トノ診療契約文

健康保險法ニ基キ政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者ノ診療（齒科診療ヲ除ク）ニ關シ政府ト日本醫師會トノ間ニ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

- 第一條 日本醫師會ハ本契約ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ被保險者ノ疾病又ハ負傷ノ診療ヲ引請ルモノトス
- 但シ健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二條 日本醫師會ハ前條ノ診療ヲ爲ス爲私立ノ診療所ニ從事スル醫師ニ付診療擔當者ヲ定メ被保險者ノ診療ニ支障ナカラシムルモノトス
- 第三條 診療擔當者ノ診療ヲ爲ス被保險者ノ範圍ハ診療所々在地ヲ管轄スル健康保險署ノ管轄ニ屬スル被保險者及其ノ管轄區域内ニ住所ヲ有スル被保險者トス
- 緊急ノ場合又ハ被保險者ガ其屬スル健康保險署ノ署長ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ診療擔當者ハ前項ノ範圍ニ屬セザル被保險者ト雖モ其ノ診療ヲ爲スモノトス
- 第四條 日本醫師會ノ引請クル診療ノ範圍左ノ如シ

一、診療（往診、宅診及處方箋ノ交付ヲ含ム但シ健康診斷ヲ含マズ）
 二、藥劑又ハ治療材料ノ支給（治療材料中矯正眼鏡以外ノ眼鏡、松葉杖ノ類ヲ含ム）
 三、處置、手術其ノ他ノ治療（轉地療養ヲ含マス）

第五條 日本醫師會ハ診療上必要ニ應ジ被保險者ヲ病院ニ收容スルモノトス日本醫師會前項ニ依リ被保險者ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テハ寢具其ノ他ノ設備及賄ヲ供スルモノトス

第六條 政府ガ本契約ニ依リ日本醫師會ノ引請ケタル診療ニ對シ支拂フ毎月分ノ報酬額ハ金七圓四拾貳錢六厘七毛ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ニ其ノ月末日現在ニ於ケル被保險者總數ヲ乘ジテ得タル額ヨリ政府ニ於テ診療ヲ委託シタル官公立病院及藥劑師ニ支拂フベキ其ノ月分ノ報酬額ヲ控除シタル殘額トス

前項ノ官公立病院又ハ藥劑師ニ支拂フベキ報酬ノ額ハ政府ノ定メタル方法ニ依リ算定スルモノトス政府ハ日本醫師會ニ支拂フベキ毎月分ノ報酬ヲ第一項ニ依リ計算ヲ了シタル後遲滞ナク日本醫師會ニ支拂フモノトス

第七條 前條第一項ノ規定ニ依リ計算シタル報酬ヲ日本醫師會ニ支拂ヒタル後政府ガ官公立病院又ハ藥劑師ヨリ其ノ月分ノ報酬ニ付請求ヲ受ケタルトキハ天災其ノ他已ムテ得ザル事由アリタル場合ニ限り其ノ金額ヲ便宜翌月分ノ報酬額ニ算入スルモノトス

第八條 日本醫師會ハ政府ノ支拂フ報酬ノ一部ヲ本契約ノ定ムル義務ヲ履行スル爲必要ナル事務ノ費用ニ充テムトスルトキハ其ノ額ヲ定メ計算ノ基礎ヲ明ニシ豫メ政府ノ承認ヲ受クルモノトス

第九條 日本醫師會ハ診療擔當者ニ對スル報酬額ノ分配方法ヲ定メ豫メ政府ノ承認ヲ受クルモノトス

第十條 日本醫師會ハ政府ヨリ受ケタル報酬ヲ診療ノ引請ヲ履行スル爲必要スル經費以外ニ使用スルコトヲ得ザルモノトス

第十一條 日本醫師會ハ政府ヨリ受ケタル報酬ニ關スル會計ヲ一般會計ト區別シ整理スルモノトス

第十二條 日本醫師會ハ前條ノ會計ニ關スル豫算書及決算書ヲ社會局ニ提出スルモノトス

第十三條 日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ本契約ニ從ヒ診療ニ從事セシメ第十四條乃至第二十六條ニ定ムル事項ヲ守遵セシムルモノトス

第十四條 診療擔當者ハ健康保險法令ノ規定ニ從ヒ診療ニ從來スルモノトス

第十五條 診療擔當者ハ一回ノ費用二十圓ヲ超ユル處置、手術其ノ他ノ治療ヲ爲サムトスルトキハ健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十六條 診療擔當者診療上被保險者ヲ病院ニ收容シ若ハ之ヲ移送シ又ハ被保險者ニ看護婦ヲ附スルノ必要アリト認ムルトキハ健康保險署長ノ承認ヲ受ケ其ノ取計ヒヲ爲スモノトス診療擔當者ハ前項ノ移送又ハ看護ニ要シタル費用ニ付キ其ノ支拂ヲ受クベキ者ニ對シ其ノ證明ヲ爲スモノトス

第十七條 診療擔當者被保險者ヨリ診療ヲ求メラレタルトキハ被保險者證又ハ酬養證明書ヲ提出セシメ診療ヲ受クルノ資格アルコトヲ確メタル後診療ヲ爲スモノトス

診療ヲ受クルノ資格アルコト明カナル被保險者ニシテ已ムテ得ザル事由ニ因リ被保險者證又ハ酬養證明書ノ提出ヲ爲ス能ハザル者ニ付テハ診療擔當者診療ヲ爲シ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證又ハ酬養證明書ヲ提出セシムルモノトス

第十八條 診療擔當者被保險者ノ診療ヲ爲スニ當リ健康保險法施行規則第四十五條第四項ノ事業主ノ證

明書ノ提出ナキモ其ノ疾病又ハ負傷ガ業務上ノ事由ニ因ルモノト認メタルトキハ意見ヲ附シ其ノ旨ヲ直ニ健康保險署長ニ通知スルモノトス

第十九條 診療擔當者健康保險法第四十七條第三項ノ規定ニ係リ診療ヲ受クルノ資格アル被保險者ヨリ診酬ヲ求メラレタルトキハ其ノ資格アルコトヲ證スルニ足ル健康保險署長ノ書面ノ提出ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス

第二十條 診療擔當者健康保險法施行規程第四十七條第一項及第五十一條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直チニ之ヲ交付スルモノトス

第二十一條 診療擔當者被保險者ヨリ保險給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル證明書又ハ意見書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直チニ之ヲ交付スルモノトス

前項ノ證明書及意見書ニ關スル料金ハ被保險者ニ對シ請求セザルモノトス

第二十二條 診療擔當者左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ健康保險署長ニ通知スルモノトス

一、事故ガ被保險者ノ闘争又ハ泥酔ニ因リ生ジタルモノナルトキ

二、被保險者正當ノ事由ナクシテ診療ニ關スル指揮ニ從ハザルトキ

三、被保險者詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ診療ヲ受ケ又ハ受ケムトシタルトキ

第二十三條 診療擔當者ハ一定ノ様式ニ依リ毎月診療報告書ヲ調製シ翌月十日迄ニ健康保險署長ニ報告スルモノトス

第二十四條 診療擔當者ハ診療所ニ一定ノ様式ニ依ル表札ヲ掲グルモノトス

第二十五條 診療擔當者ハ診療所ヨリ片道半里以内ノ往診ノ場合ハ被保險者ニ車馬賃ヲ請求セザルモノトス

トス

第二十六條 診療擔當者ハ診療所ヨリ四里以内ノ里程ニ在ル被保險者ヨリノ往診ノ請求ニ應ズルモノトス

所轄健康保險署ト日本醫師會ト協議シ別段ノ定ヲ爲シタル場合ニ於テハ前項ノ里程ヲ超エ被保險者ヨリノ往診ノ請求ニ應ズルモノトス

第二十七條 日本醫師會ハ診療擔當者ヲ定メタルトキハ遲滞ナク一定ノ様式ニ依ル届書ヲ診療擔當者ノ診療所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ署長ニ提出スルモノトス

前項ノ届書ニ記載スベキ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ都度遲滞ナク之ヲ届出ヅルモノトス

第二十八條 日本醫師會ハ診療擔當者ヲ常ニ監督シ其ノ義務ヲ怠リタル者ニ對シテハ戒告ヲ與ヘ又ハ之ヲ除名スルモノトス

第二十九條 本契約中第二十三條第二十四條及第二十七條ノ様式ハ政府ト日本醫師會ト協議シテ之ヲ定ムルモノトス

第三十條 日本醫師會ハ本契約ニ依ル診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス

第三十一條 日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ其ノ診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存セシムルモノトス

第三十二條 政府ハ前二條ノ帳簿及書類ヲ檢閲シ又ハ日本醫師會ヨリ本契約ニ依ル診療ニ關シ報告ヲ徴シ得ルモノトス

シ得ルモノトス

第三十三條 政府ハ日本醫師會ニ於テ引請ケタル診療ニ付著ツキ支障ヲ來シタルトキハ本契約ヲ解除シ又ハ地域ヲ限リ本契約ノ効力ヲ停止スルコトヲ得ルモノトス

第三十四條 本契約ノ期間ハ大正十五年 月 日ヨリ大正十六年三月三十一日迄トス

第三十五條 本契約ニ於テ被保險者トアルハ健康保險組合ノ組合員ニ非ザル被保險者(政府事業ニ使用セラル、被保險者ニシテ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ提定シタル共濟組合ノ組合員ヲ除ク)及其ノ被保險者ノ資格喪失シタル後仍療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ベキ者(健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノヲ除ク)トス

右契約ノ確實ヲ證スル爲本書ニ通テ作製シ双方連名調印ノ上各一通ヲ所持スルモノナリ
大正十五年十一月四日

社會局長官

氏

名

印

事務所所在地

日本醫師會長

氏

名

印

ロ、政府ト日本醫師會ト覺書

政府ト日本醫師會トハ健康保險法ニ基キ政府ノ管掌スル保險ノ被保險者ノ診療ニ關シ契約ヲ締結スルニ付テハ左ノ覺書ヲ交換シ相互其ノ條項ノ履行ニ努ムルモノトス

一、日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ健康保險ノ精神ニ則リ常ニ公正ニシテ懇切ナル態度ヲ以テ診療ニ當

ラシメ被保險者ニ對シ苟モ差別的取扱ヲ爲スガ如キコト無カラシムルコト

二、日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ健康保險ニ關スル法令ヲ詳細ニ研究セシメ其ノ取扱手續等ニ付過誤無カラシムルコト

三、日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ其ノ定メタル診察時間ニ於テ診療ヲ爲スノ外被保險者ノ爲メニ便宜ナル療診時間ヲ定メシムルコト

四、日本醫師會ハ療診擔當者ヲシテ不必要ナル診療ヲ爲シ又ハ不正ナル書類ヲ提出スル如キガコト無カラシムルコト

五、日本醫師會ハ健康保險法第四十八條ノ規定ニ依リ法定ノ期間ヲ超エ繼續シテ診療ヲ爲ス場合ニ於テハ診療擔當者ヲシテ之ヲ引請ケシムルコト

六、前項ノ報酬額ハ通常報酬額ヨリ其ノ三分ノ一ヲ減ジタル額トスルコト

七、前項ニ依ル診療ニ對スル報酬ハ診療擔當者ニ對シ其ノ診療所所在地ヲ管轄スル健康保險署ヨリ直接支拂ヲ爲スコト

八、日本醫師會ハ健康保險法第二十三條ノ規定ニ依リ政府及健康保險組合ニ於テ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必要ナル施設ヲ爲ス場合ハ之ヲ援助スルコト

九、政府ニ於テハ將來必要ニ依リ被保險者ノ爲ニ特殊ノ疾病ニ付病院又ハ療養所ヲ設置スル場合ニ於テハ大正十五年十一月四日附政府ト日本醫師會トノ間ニ締結シタル契約書第六條及第七條ノ官立病院ニ

準ジ取扱フモノトスルコト
十、政府ハ被保險者ニ對シ診療ヲ受クルニ付テノ心得ヲ周知セシムルニ努ムルコト

- 十一、政府ト日本醫師會トノ間ニ締結スル契約ノ更新ニ付テハ別ニ協議スルコト
 - 十二、傳染病猖獗等ニ依リ診療費ニ著シキ増加ヲ來シタルトキハ政府ト日本醫師會トノ間ニ於テ政府ヨリ日本醫師會ニ支拂フ報酬額ノ増加ニ付協定スルコトアルベキコト
 - 十三、大正十五年十一月四日附政府ト日本醫師會トノ間ニ締結シタル契約書第六條ニ依リ定メタル被保險者一人ニ對スル診療報酬額ハ將來ノ実績ニ依リ増減スル場合アルコト
 - 十四、日本醫師會ハ健康保險ニ關シ社會局又ハ健康保險署ニ於テ特ニ爲ス調査又ハ照會ニ應ズルコト
 - 十五、診療擔當者ト被保險者トノ關係ヲ円滑アラシムル爲健康保險當局及日本醫師會双方ヨリ委員ヲ出シ協議ヲ開クコトアルベキコト
- 大正十五年十一月四日

社會局長官 氏 名
日本醫師會長 氏 名

ハ、健康保險組合ノ醫療組織ニ關スル件(日本醫師會員間ノ申合)

- 一、健康保險組合ガ團體自由選擇主義ニ依リ療養給付ヲ爲サムトキハ政府ト日本醫師會ト協定セル事項ニ準シテ之ヲ爲スコト
- 一工場又ハ一作業ニ多數ノ被保險者アル場合ハ醫師會ニ於テ當直醫ヲ置ク等ノ便宜ヲ計ルコト
- 二、健康保險組合ガ直營ノ病院等ヲ有スル場合ニ於テ其ノ被保險者ニ對シテ團體自由選擇ヲ認ムルトキハ其ノ診療費ハ醫師會報酬規定ノ二乃至三割減ヲ以テ之ニ應ズルコト

- 前項ノ被保險者多數ナル場合ハ保險組合ト協定シ一定ノ人頭手當式ニ依ルヲ妨ケザルコト
- 三、健康保險組合ノ被保險者ニ通勤者ト寄宿者トアリテ其ノ療養給付費ヲ人頭手當式ニ依リ協定シタル場合ハ醫師會ニ於テ工場又ハ作業場ニ相當診療ノ施設ヲ爲スコト
- 四、健康保險組合ガ土地ノ狀況ニ依リ團體自由選擇主義ニ依ル能ハザルタメ囑托醫ヲ置ク場合ハ其人選並ニ報酬ニ關シテハ醫師會之ガ協議ノ衝ニ當ルコト
- 五、健康保險組合ニ於テ診療施設ヲ有シ其ノ醫務ヲ醫師會ニ委嘱シタル場合ハ之ニ應ズルコト其ノ經費ニ關シテハ別ニ協定スルコト
- 六、健康保險組合ノ被保險者療養給付費ハ保險組合ヨリ日本醫師會又ハ道府縣醫師會ヲ經由シテ支拂フモノトス

日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程 (大正十五年十月二十三日定)

- 第一條 診療報酬點數ハ別表ノ如ク之ヲ定ム
- 道府縣醫師會土地ノ情況ニ依リ別表ノ點數ニ依リ難キトキハ理由ヲ付シテ其ノ變更ヲ本會ニ請求スルコトヲ得
- 第二條 道府縣醫師會ハ健康醫ノ提出シタル報酬請求書ヲ審査シ公正ニ點數ヲ定ムルモノトス
- 第三條 別表中百點ヲ超ユル處置又ハ手術ハ二十圓ヲ超ユルモノトシテ緊急ノ場合ヲ除クノ外道府縣醫師會ヲ經由テ所轄健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス
- 第四條 入院ニ付テハ緊急ノ場合ヲ除クノ外道府縣醫師會ヲ經由テ所轄健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス
- 第五條 別表ニ記事セザル處置又ハ手術ヲ爲シタルモノニ付テハ道府縣醫師會ニ於テ其ノ點數ヲ査定スルモノトス

別表

診察料	初診料	往診料	半里ヲ超ユル場合ハ半里又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ二點ヲ加フ	(半里ヲ超エル往診ノ場合ニ於ケル車馬賃ハ患者ノ負擔トス)	同一家屋ニ二人以上ノ患者アル場合ハ其ノ人數ニ應ジ一點宛ヲ加算ス	初診ノ場合ハ別ニ三點ヲ加算ス	夜間(自午後十時至午前六時)往診ハ五割増トス	藥治料	内服藥(一劑一日分)	頓服藥(一回分)	外用藥	合嗽藥(一劑)	洗滌藥(同)	電法藥(同)	浴藥(同)	塗布藥(同)
	三點	三點							一點	〇、五點		一點	一點	一點	一點	一點

撒布藥(同)	膏藥(同)	坐藥(同)	點眼藥(同)	點耳藥(同)	(藥品容器代ヲ含ム)	文書料	診斷書料(疾病診斷書)	(健康保險事務ニ關スル證明書、意見書ハ之ニ含マズ)	(生命保險、訴訟、徴兵事務ニ關スル特別ノ診斷書類ハ請求者ヨリ別ニ支拂ヲ受ケルモノトス)	處方箋	死體檢案料	檢案場所ノ里程ニ應ジ往診料ノ例ニ依テ點數ヲ加算ス	夜間檢案ハ五割増トス	檢査料	ワツセルマン氏反應	探血料	ウイゲール氏反應	腰椎穿刺檢査	尿糞便、喀痰、血液	顯微鏡的檢査
四六	一點	一點	一點	一點		二點				二點	一點	二點	二點	二點	一點	二點	一點	二點	二點	二點

尿化學的檢査	定性	定量	胃竝ニ十二指腸液檢査	細菌學的培養檢査	レントゲン檢査	單純檢査	造影藥使用	影撮	カビ	八ツ切	六ツ切	四ツ切	食道ブリーヂー檢査	食道鏡檢査	直腸鏡檢査	尿道鏡檢査	膀胱鏡檢査	視力檢査	注射料(藥液ノ價ヲ含ム)	皮下注射	リンゲル氏液、生理的食鹽水注射
一點	二點	一〇點	一〇點	一〇點	一〇點	一〇點	一〇點	一五點	二〇點	二五點	三〇點	三〇點	一〇點	一〇點	一〇點	一〇點	一〇點	二點	二點	一〇點	

葡萄糖液注射	筋肉内注射	靜脈内注射	サルバルサン注射	狂犬病豫防注射(十八回)	チフテリア血清注射	連鎖狀菌球血清注射	破傷風血清注射	治療用ワクチン注射	處置料	外科繃帶交換料	產科婦人科處置料	腔洗滌料	皮膚科處置料	泌尿器科處置料	尿道洗滌料	眼科處置料	點眼洗眼料	耳鼻咽喉科處置料	塗布料
一五點	二點	五點	二〇點	七五點	一五點	二五點	三〇點	二點	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲
一五點	二點	五點	二〇點	七五點	一五點	二五點	三〇點	二點	六點	三點	二點	一點	二點	二點	二點	二點	二點	二點	二點

(11) (10) 健康保險組合要旨(早ワカリ)
權利ノ救済

イ 保險給付ノ決定ニ不服アルトキ(法第八十條)

保險給付ノ決定ニ對シ不服アル場合ノ救済ハ迅速簡便ニシナケレバナラヌノデアリマス
訴訟ノ當事者タル被保險者ハ多クハ時間的及金錢的ノ餘裕ニ惠マレテオラス者ガ多イノデアリマスカラ
訴訟ニ時日ヤ費用ガ多クカ、ツテハ折角與ヘラレタル權利ヲ十分ニ行使スルコトガ出來ナク不利ニナル
虞ガアリマス

故ニ手續ハ簡便ニ費用ハ無料ニ迅速ニ解決々定セシムル機關ガ必要デアリマス

茲ニ於テカ諸外國ニモ簡便ナル審査機關ヲ設ケオルノデアリマシテ我健康保險モ同様ノ審査機關ナルモ
ノヲ設クルコトニナツタノデアリマス

此審査機關ハ一種ノ簡易裁判所トモ云フベキモノデ其ノ審査ヲナス委員中ニハ官公吏學識經驗アル者ノ
外勞資双方ヨリモ任命セラル、ノデアリマス之ヲ健康保險審査會ト稱シ此ノ審査會ハ第一第二第三次ト
區別サレマシテ第一次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シテ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次健康保險審査會
ニ審査ヲ請求シ尙ホ更ニ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトガ出來ルノデアリマス
ロ 保險料其他ノ徴收金ノ賦課又ハ徴收ノ處分ニ不服アルトキ(法第八十一條)

其ノ處分ヲナシタル保險官署又ハ保險組合ノ監督官廳ニ訴願シ其ノ決裁ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願
シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトガ出來ルノデアリマス(法第八十一條)

Table with multiple columns containing page numbers and titles for various sections of the document, including '健康保險組合要旨' and '簡易裁判'.

健康保險組合要旨

此審査機關ハ一種ノ簡易裁判所トモ云フベキモノデ其ノ審査ヲナス委員中ニハ官公吏學識經驗アル者ノ外勞資双方ヨリモ任命セラル、ノデアリマス之ヲ健康保險審査會ト稱シ此ノ審査會ハ第一第二第三次ト區別サレマシテ第一次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シテ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ尙ホ更ニ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトガ出來ルノデアリマスニ保險料其他ノ徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アルトキ（法第八十一條）其ノ處分ヲナシタル保險官署又ハ保險組合ノ監督官廳ニ訴願シ其ノ決裁ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトガ出來ルノデアリマス（法第八十一條）

組 合

- (1) 健康保險組合ハ保險者ノ一ニシテ公法人ナリ
- (2) 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得
- (3) 組合ハ其ノ組合員タル被保險者ノ保險ヲ管掌ス
- (4) 組合ハ其ノ事業ニ使用セラル、被保險者ヲ以テ組織ス
- (5) 組合ハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フベシ

組 合 設 立

- (1) 被保險者常時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保險組合ヲ設立シ得
- (2) 被保險者ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ共同シテ健康保險組合ヲ設立シ得、被保險者ノ員數ハ合算シテ常時三百人以上ノコト
- (3) 組合ノ設立ニハ組合員タル資格ヲ有スル被保險者 1/2 以上ノ同意ヲ得（同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコト）主務大臣ノ認可ヲ受クルコト
- (4) 組合設立ノ際ニ保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ事業主之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クルコト
- (5) 主務大臣ハ一事業ニ付被保險者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ健康保險組合ノ設立ヲ命ジ得
- (6) 組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス
- (7) 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク規約ヲ公示スベシ
- (8) 規約變更シタルトキ亦同ジ

組 合 諸 事 項

- (1) 主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- (2) 組合ノ規約作成、規約變更
- (3) 組合ノ役員ノ缺員又ハ故障及權利義務
- (4) 組合ノ決議取消、役員ノ解職、組合ノ解散
- (5) 組合ノ管理、財産ノ保管及利用方法、分合、解散、其他

組 合 會 議

- (1) 組合ニ組合會ヲ置キ組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス
- (2) 議員ノ定數ハ十二人以上ノ偶數トス
- (3) 其ノ半數ハ事業主及其ノ選定シタル者トシ他ノ半數ハ被保險者タル組合員ニ於テ之ヲ互選ス
- (4) 議員ノ就職、退職又ハ死亡シタルトキハ遲滞ナク其旨公示スベシ
- (5) 議員ノ選舉ハ無記名投票トシ一人一票ニ限ル
- (6) 議員ノ選舉又ハ當選ノ効力ニ異議アルトキハ公示ノ日ヨリ七日以内ニ異議申立ノ決定ニ不服アル者ハ三十日以内ニ訴願シ得
- (7) 議員ハ異議申立ノ決定、訴願ノ裁決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハズ
- (8) 施行令ニ規定スルモノ、外、議員ノ定數、任期、選定及選舉ニ關スル事項ハ規約ノ定ムル所ニ依ル
- (9) 組合會ノ議決スベキ事項
- (10) 組合會ノ權限
- (11) 組合會ノ招集、開閉
- (12) 組合會ノ議長
- (13) 決算認定ニ關スル會議ノ議長
- (14) 組合會ノ議事ノ決定
- (15) 規約變更ノ議事
- (16) 議長及議員ノ一身上ニ關スル事項
- (17) 自ラ會議ニ出席
- (18) 會議ヲ傍聽スルコトヲ得

組 合 員 役

- (1) 組合ニ理事ヲ置キ其ノ定數ハ四人以上ノ偶數トス
- (2) 理事定數ノ半數ハ事業主ノ選定シタル議員ニ於テ之ヲ互選シ他ノ半數ハ被保險者タル組合員ノ互選シタル議員ニ於テ之ヲ互選ス
- (3) 理事ノ中一人ヲ理事長トシ理事長ハ組合ヲ代表ス

訟訴及願訴求請ノ査審

(13)

者ルア服不

- 一、 保険給付ニ關スル決定ニ不服アル者
- 二、 保険料其他本法ノ規定ニ依ル徴收金ノ賦課又ハ徴收金ノ處分ニ不明アル者
- 三、 徴收金滞納ノ處分ニ不服アル者

- (1) 第一次健康保険審査會ニ審査ヲ請求シ
- (2) 第二次………決定ニ不服アル者ハ第二次——
- (3) 第三次………決定ニ不服アル者ハ第三次——
- (4) 第四次………決定ニ不服アル者ハ第四次——

其ノ處分ヲ爲シタル保險官署ニ訴願シ
 (1)ノ裁判ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴シ得
 (2)ノ前段ノ訴願提起アリタルトキハ保險官署ハ第二次——
 (3)ノ前段ノ訴願提起アリタルトキハ主務大臣ハ第三次
 (4)ノ前段ノ訴願提起アリタルトキハ主務大臣ハ第三次
 地方長官ニ訴願シ
 其ノ裁判ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

(法第八十條以下)
 (法第七十二條以下)
 (法第八十一條)
 (法第八十二條)
 (法第八十二條)
 (法第八十四條)
 (法第八十四條)

健康保險審査會(早ワカリ) (法第六章第八十條乃至第八十六條 令第三章第百二條乃至第百十二條)

(12)

右ノ訴願ノ決裁ニハ第二次又ハ第三次健康保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要スルノデアリマス (法第八十二條)

ハ 滞納處分ニ對シ不服アルトキ (法第八十四條)

市町村長ノ爲シタル滞納處分ニ不服アル者ハ地方長官ニ訴願シ其ノ決裁ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ出來ルヤウニナツテ居リマス

健康保險審査會(早ワカリ)

(法第六章第八十條乃至第八十六條 令第五章第七十二條以下)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)	(64)	(65)	(66)	(67)	(68)	(69)	(70)	(71)	(72)	(73)	(74)	(75)	(76)	(77)	(78)	(79)	(80)	(81)	(82)	(83)	(84)	(85)	(86)	(87)	(88)	(89)	(90)	(91)	(92)	(93)	(94)	(95)	(96)	(97)	(98)	(99)	(100)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------

處罰金額 當該條文

三百圓以下ノ罰金 法第八十七條

百圓以下ノ罰金 法第八十八條

二倍ニ相當スル金額以下ノ科料 法第八十九條

役員ヲ百圓以下ノ科料 法第九十條

罰則

百圓以下ノ罰金又ハ科料 規則第八十條

五十圓以下ノ罰金又ハ科料 規則第八十一條

(參考) 該當事由

當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ又ハ之ヲ妨ゲ或ハ訊問ニ對シ辯農ヲ爲サズ、虛偽ノ答辯ヲナシタル者

報告ヲ爲サズ虛偽ノ報告又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタル者

健康保險組合ノ設立ヲ命ゼラレ指定期日迄ニ設立ノ申請セザルトキ

命令ニ違反シ、處分ヲ拒ミ、妨ゲタルトキ

届出ヲ怠リ又ハ其届出ニ虛偽ノ記載ヲナシタル者、告知ヲ怠リタル者、請求ニ應セザル者、虚偽ノ證明ヲ爲シタル者

計算書ノ備付若ハ記載ヲ怠リ虚偽ノ記載ヲナシ又ハ閱覽ヲ拒ミタル者

書類ノ保存ヲ怠リタル者

届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

被保險者證ノ返濟ヲ怠リタル者

療養證明書ノ返納ヲ怠リタル者

第八 健康保險法ノ關係法規

(1) 政府ノ事業ト本法ノ適用

政府ノ事業ニ使用セラル、モノニ付キテハ勅令デ特別規定ヲ設ケテアリマス

共濟組合

現業員ノ共濟組合ニ對スル政府給與金ニ關スル件 (大正九年四月一日) 勅令第八十號

官業労働者ハ、約二十萬人ノ多數ニ上リ其所屬内譯ハ

鐵道、印刷、土木出張所、造幣局、專賣局、陸軍省、海軍省、農林省、製鐵所、逓信省等ナリ

政府事業ニ於ケル共濟組合規約

一、内務省土木事業ニ從事スル現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (大正十二年七月二日) 勅令第三三三號

土木事業従事員共濟組合規約 (内務省令第二十一號)

二、專賣局現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (明治四十一年六月十九日) 勅令第一五七號 (大正九年三月) 同第八一號改正

專賣局現業員共濟組合規約 (大藏省令第三十五號) (同第一二號改正)

三、造廠局現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (大正十二年一月二十日) 勅令第一九號

造廠局共濟組合規約 (大藏省令第三三號)

四、陸軍作業廳現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (大正八年三月三十一日) 勅令第八〇號

陸軍共濟組合規約 (陸軍省令第五號) (大正十四年四月) 同第一一號改正

陸軍共濟組合規則施行細則 (陸軍省令第五號) (同第一一號改正)

- 五、海軍作業廳所屬雇員以下現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (大正十一年三月二十九日) (勅令第六〇號)
- 海軍造船造兵事業現業員共濟組合ニ關スル件 (大正十一年三月二十八日) (勅令第六〇號)
- 海軍共濟組合規則 (明治四十五年三月二十八日) (大正十五年八月) (勅令第一五號)
- 海軍共濟組合規則施行細則 (明治四十五年四月一日) (大正十五年五月) (勅令第三八號改正)
- 海軍共濟組合病院規則 (大正七年三月二十五日) (大正十三年十二月) (海軍省達第二八號) (同第一四一號改正)
- 海軍共濟組合購買所規則 (大正七年九月二十七日) (大正十四年十二月) (海軍省達第七十三號) (同第一四二號改正)
- 海軍共濟組合貸付部規則 (大正十三年十二月一日) (大正十四年九月) (海軍省達第一四〇號) (同第一二八號改正)
- 林野現業員共濟組合令 (大正八年六月二十四日) (大正九年十二月) (勅令第三〇六號) (同第五七八號改正)
- 林野現業員共濟組合規則 (大正八年六月二十八日) (大正十二年五月) (農商務省令第二五號) (勅令第一〇號改正)
- 製鐵所現業員共濟組合ニ關スル件 (大正十一年十一月十七日) (勅令第四九五號)
- 製鐵所共濟組合規則 (大正十一年十一月十八日) (大正十四年十一月) (農商務省令第二十一號) (同第一四號改正)
- 逓信部内ノ現業員共濟組合 (明治四十二年五月二十六日) (大正九年十月) (勅令第一五一號) (同第四六七號改正)
- 逓信部内職員共濟組合規則 (大正九年十月四日) (大正十四年八月) (逓信省令第一〇七號) (同第五七號改正)
- 鐵道部内ノ現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (明治四十年四月十九日) (大正九年五月) (勅令第一二七號) (同第一五四號改正)
- 印刷局現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (明治四十二年三月十五日) (勅令第三二號)

參考

- 十四、警部補、巡查、消防手共濟組合ニ關スル件 (大正九年三月廿三日) (勅令第四四號)
- 警察共濟組合規則 (大正九年七月十三日) (大正十四年十月) (內務省令第二二號) (同第二一號改正)
- 警察共濟組合事務取扱規程 (大正九年九月十一日) (內務省訓令第一七號)
- 十五、以上ノ外健康保險區域ニアラザルモ

朝鮮總督府專賣局
同 逓信官署
同 鐵道局
臺灣總督府專賣局
同 逓信局及通信官署
同 鐵道部
關東廳 逓信官署
樺太廳 鐵道事務所及郵便局

等ノ現業員ニ關スル共濟組合アリ

(2) 工場法及鑛業法ニ依ル扶助トノ關係

此等ノ法令ト健康保險法令トニ於テ給付又ハ支給ニ關シ重複スル場合ハ先ヅ健康保險法令テ給付シ然後一定ノ條件ニヨルモノハ工場法、鑛業法規ニヨルノデアリマス(工場法施行令第十三條ノ二、第十四條、第二十七條ノ二、同施行規則第九條及ビ鑛夫勞役扶助規則第十五條第十七條第二十六條ノ二、第二十七條

第二十八、九條参照。

六二

附、日本歯科醫師會。日本藥劑師會ト政府トノ契約。

日本歯科醫師會。日本藥劑師會ト政府トノ被保險者診療契約ハ目下頻リニ其ノ交渉中ノ由ニテ前者ハ十二月十二日後者ハ同十四日各總會ヲ東京ニ開キ政府トノ契約ヲ議定スル筈ニ付近々中ニ圓滿ニ契約締結完了スルデアリマセウ、而シテ大體契約條文ハ日本醫師會ト政府トノ契約條項ト同様ノモノデアリマセウト觀察サレテオル様デアリマス。了

524
509

終

